第六次柏崎市障がい者計画

【令和９（2027）年度～令和１４（2032）年度】

柏崎市第８期障がい福祉計画

柏崎市第４期障がい児福祉計画

【令和９（2027）年度～令和１１（2029）年度】

素案（案）

令和８（2026）年９月２５日の「第２回柏崎市障害者福祉推進会議」におきましては、「第六次柏崎市障がい者計画（表紙から P49 まで）」について協議を行います。

「柏崎市第８期障がい福祉計画」と「柏崎市第４期障がい児福祉計画」は、１１月５日の会議で協議を行いますので、御承知おきください。

（P50～84 は、内容のイメージとして、現行計画の内容を掲載しています。）

令和９（2027）年３月

柏崎市

目　次

第１編　第六次柏崎市障がい者計画

第１章　計画策定に当たって 1
１　計画策定の趣旨 1
２　計画の位置づけ 2
３　計画の期間 3
４　国・新潟県の方針 4
５　計画の策定・推進体制 6
第２章　障がいのある人を取り巻く現状 9
１　データに基づく障がいのある人の現状 9
２　障害者手帳の所持者数 11
３　第五次障がい者計画の現状と課題 14
４　障がいのある人へのアンケート調査結果に基づく現状と課題 16
５　障がい福祉サービス事業所調査結果に基づく現状と課題 22
６　柏崎市の今後取り組むべき主な課題とポイント 23
第３章　計画の基本的な考え方 24
１　基本理念 24
２　基本方針 25
３　重点推進項目 26
４　施策の体系 30
第４章　施策の展開 31
１　お互いが支えあう地域共生社会の推進 31
２　地域生活における支援体制の充実 36
３　健康づくりへの支援と療育・教育の充実 38
４　本人の意思を尊重した社会参加の促進 43
５　障がい福祉を支える基盤の強化 48

第２編　第８期柏崎市障がい福祉計画 第４期柏崎市障がい児福祉計画

第１章　基本目標・成果目標 53
１　基本目標 53
２　成果目標 55
第２章　障がい福祉サービス等の利用実績・ 見込量確保のための方策及び活動指標 65
１　障がい福祉サービス 65
２　障がい児支援 71
３　地域生活支援事業 73
４　その他 82

第３編　計画の推進に向けて

第１章　計画の推進に向けて 87
１　計画の進行管理と分析・評価 87
２　計画の推進体制の充実 88

資料編

１　国の考える基本指針の見直しにおける主なポイント 90
２　障がいのある人へのアンケート調査結果 99
３　障がい福祉サービス事業所調査結果 99
４　障害者福祉推進会議 99
５　委員名簿 99
６　用語解説 99

「障がい」の表記について
心のバリアフリーの推進から、本計画では「障害」の害の字の表記について、法律用語や制度、施策名、法人・団体等の固有名詞以外は、可能な限りひらがな表記にしています。

第１編　第六次柏崎市障がい者計画

第１章　計画策定に当たって

１　計画策定の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や重度化などにより、障がい者施策に対するニーズは多様化・複雑化しています。

障がい者施策に関する法制度を振り返ると、平成 18（2006）年に施行された「障害者自立支援法」により、障害種別にかかわらず共通の仕組みで福祉サービスが提供される体系が整備され、社会参加や就労支援の促進、サービス基盤の拡充が図られました。

同法は平成 25（2013）年に改正され、地域生活の支援の充実や難病患者等を対象に加えた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと移行しました。

また、平成 26（2014）年の「障害者権利条約」の批准や平成 28（2016）年の「ＳＤＧｓ実施指針」の策定などを背景に、持続可能で多様性のある社会の実現に向け、障がいのある人を含むすべての人が生きがいを持って暮らせる取組の推進が求められてきました

平成 30（2018）年の「障害者差別解消法」の施行や、令和３（2021）年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行、令和４（2022）年の「情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、令和６（2024）年の「改正障害者差別解消法」による合理的配慮の提供義務化など、一連の法整備により差別の解消や支援基盤の整備が進展してきました。

国は令和５（2023）年度から令和９（2027）年度までの５か年を計画期間とする「障害者基本計画（第５次）」を定め、「共生社会の実現」に向け、「地域社会における共生等」、「差別の禁止」、「国際的協調」を基本原則とした取組を推進しています。

今後の障がい者施策においては、将来にわたり必要な障害福祉サービスを安定的に提供できるよう、関係機関等と連携し、障害福祉人材の確保・定着、職場環境の改善や生産性の向上、事業者の経営改善に向けた支援など、必要な取組を進めていくことが求められます。

本市では、「第五次柏崎市障がい者計画・柏崎市第７期障がい福祉計画・柏崎市第３期障がい児福祉計画」が令和８（2026）年度をもって計画期間の満了を迎えます。

これまでの成果や障がい者を取り巻く環境の変化、近年の法改正への的確な対応を踏まえ、障がいの有無に関わらず、全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、令和９（2027）年度を初年度とする「第六次柏崎市障がい者計画・柏崎市第８期障がい福祉計画・柏崎市第４期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2　計画の位置づけ

（1）根拠法令

障がい者計画は、障害者基本法第 11 条第３項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障がい者が地域で生きがいをもって豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

また、障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第１項、障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第１項に基づく法定計画であり、厚生労働省が定める基本指針に即して、障がい福祉サービスや障がい児支援等の提供体制の確保に関わる目標やサービス種類ごとの必要な見込量を定める計画として位置づけています。

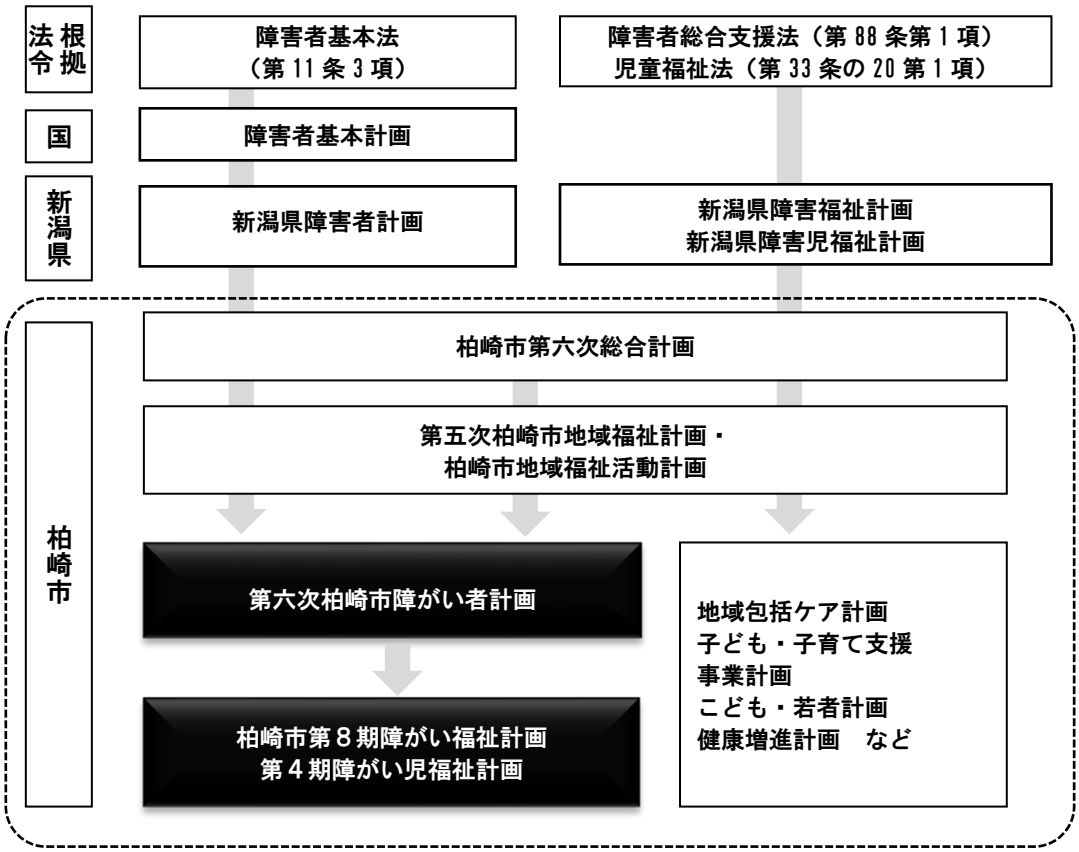
なお、障害者基本法第７条の２第３項では、市町村障害者計画は国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とし、地方自治法に基づく基本構想に即した計画として位置付けられています。

（2）法令、他の計画との関係

本市の最上位計画である「柏崎市第六次総合計画」や福祉保健分野の上位計画の「第四次柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、新潟県の計画との整合性を図り、策定しています。

また、「地域包括ケア計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」「子ども・子育て支援事業計画」「こども・若者計画」「健康増進計画」などとの調和・整合を図りながら計画の推進を図ります。

＜法令、他の計画との関係＞



3　計画の期間

「第六次柏崎市障がい者計画」の計画期間は、令和９（2027）年度から令和 14（2032）年度までの６年間、「第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間とします。

令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度	令和 12（2030）年度	令和 13（2031）年度	令和 14（2032）年度
第五次柏崎市障害者計画			第六次柏崎市障がい者計画					
第７期障害福祉計画 第３期障害児福祉計画			第８期障がい福祉計画 第４期障がい児福祉計画					

4　国・新潟県の方針

（1）障害者基本計画（第５次）

国は、令和５（2023）年度から令和９（2027）年度までを計画期間とする「障害者基本計画（第５次）」を定めています。

この計画は、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去する」ことを基本理念に掲げ、「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」を基本原則としています。

また、「①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」、「②安全・安心な生活環境の整備」、「③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」、「④防災・防犯等の推進」、「⑤行政等における配慮の充実」、「⑥保健・医療の推進」、「⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進」、「⑧教育の振興」、「⑨雇用・就業、経済的自立の支援」、「⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興」、「⑪国際社会での協力・連携の推進」の 11 の施策分野を各論として定めており、本市の障がい者計画の基本となるものです。

（2）新潟県障害者計画

新潟県では、令和７（2025）年度から令和 14（2032）年度までを計画期間とする「新潟県障害者計画」を策定しています。

この計画は、「障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会」の基本理念を実現するために、「障害を理由とする差別の禁止」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」を３つの基本方針に掲げています。

また、「①差別の解消・権利擁護及び虐待の防止」、「②安全・安心な生活環境の整備」、「③情報アクセシビリティ及び意思疎通支援の充実」、「④防災・防犯等の推進」、「⑤行政等における配慮の充実」、「⑥保健・医療の推進」、「⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進」、「⑧教育の振興」、「⑨雇用・就業、経済的自立の支援」、「⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興」の １０の施策分野を各論として定めており、本市の障がい者計画の基本となるものです。

（参考）国の障害者基本計画（第５次）の概要〔令和５（2023）年度策定〕

策定趣旨 位置付け	障害者基本法第 11 条第１項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画に位置付けられる
計画期間	令和５（2023）年度から令和９（2027）年度までの５年間
基本原則	○地域社会における共生など ・社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ・地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保 ・言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保 ・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大 ○差別の禁止 ・障がい者差別その他の障がい者に対する権利利益の侵害行為の禁止 ・社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供 ○国際的な協調の下での共生社会の実現
各分野に共通する横断的視点	○条約の理念の尊重及び整合性の確保の観点から、障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉える ○社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上とアクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進 ○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ○障がい特性などに配慮したきめ細かい支援 ○障がいのある女性、こども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援 ○ＰＤＣＡサイクルなどを通じた実効性のある取組の推進
施策の円滑な推進	○連携・協力の確保 ○理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
各分野の障がい者施策の基本的な方向（各論・11 項目）	①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ②安全・安心な生活環境の整備 ③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ④防災、防犯などの推進 ⑤行政などにおける配慮の充実 ⑥保健・医療の推進 ⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ⑧教育の振興 ⑨雇用・就業、経済的自立の支援 ⑩文化芸術活動・スポーツなどの振興 ⑪国際社会での協力・連携の推進

出典：内閣府

（参考）新潟県障害者計画の概要〔令和７（2025）年３月策定〕

計画の性格	○障害者基本法に基づく、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための基本的方向を定めるもの ○障がい福祉サービスの提供体制などの確保については、新潟県障害福祉計画により計画的に整備を進める
計画期間	令和７（2025）年度から令和 14（2032）年度までの８年間
基本理念	障がいのある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会
基本方針	○障がいを理由とする差別の禁止 ○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ○障がい特性などに配慮したきめ細かい支援
施策分野（各論・10 項目）	①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止　②安全・安心な生活環境の整備　③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実　④防災・防犯等の推進　⑤行政等における配慮の充実　⑥保健・医療の推進　⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進　⑧教育の振興　⑨雇用・就業、経済的自立の支援　⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興

出典：新潟県

5　計画の策定・推進体制

（1）策定体制

①柏崎市

本計画の策定・見直しに関しては、関係する各課から施策の現状と課題や具体的な施策について意見交換を行います。柏崎市障害者福祉推進会議へ諮問し協議・検討などを重ね、庁議及び市議会へ報告した後、柏崎市障害者福祉推進会議からの答申を受けて計画を決定します。

②柏崎市障害者福祉推進会議

障がい者団体の代表者、障がい福祉事業所の代表者、学識経験者、医療関係者、教育関係者、雇用・労働関係機関の代表者、公募の市民などで構成している市長の附属機関である「柏崎市障害者福祉推進会議」において、本市の障がいのある人を支える方々からの幅広い意見を踏まえて内容を協議・検討し、市長に計画案を答申します。

③障がいのある人、市民、関係団体、有識者など

計画を推進する主体者、サービスの利用者として、アンケート、パブリックコメントなどを通して、計画全般にわたって積極的な意見を提案します。

④柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会

計画案の策定に当たり、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会へ報告し、意見を聴取します。

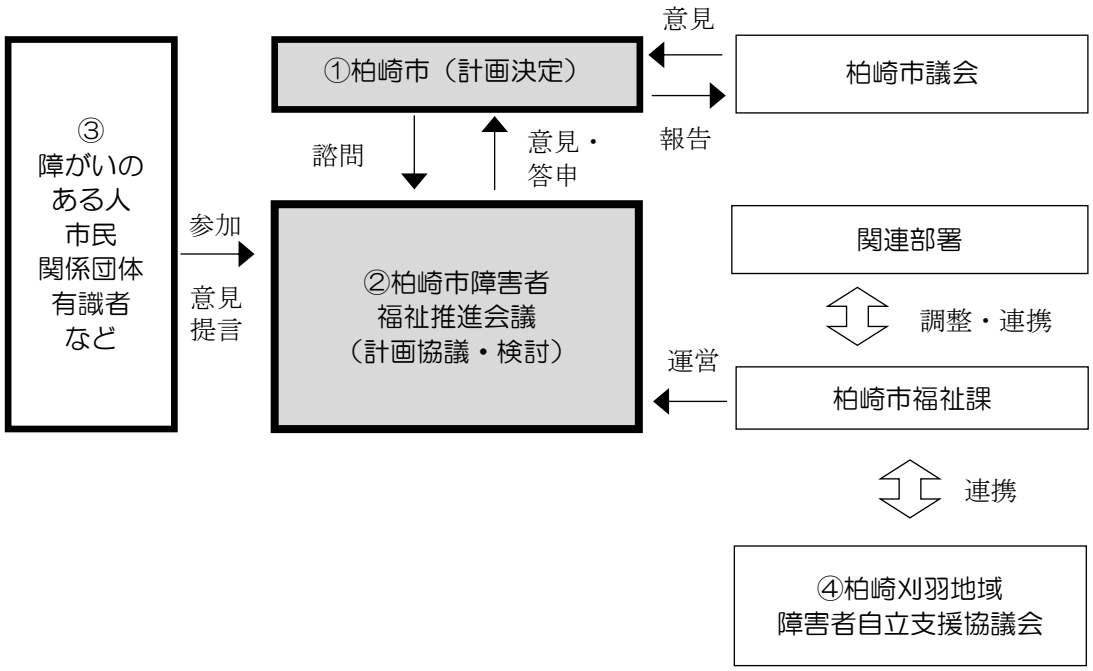
⑤策定支援

（ア）民間業者からの策定支援

計画策定において、民間業者から現状分析や策定支援などを行ってもらい、他計画間の整合性を高めるとともに、業務の円滑化、人的・経済的負担の軽減を図り、効果的かつ効率的な計画策定を実施します。

（イ）専門家からのアドバイス

柏崎市障害者福祉推進会議において、障がい福祉分野における幅広い知見をもった専門家からアドバイスを頂きながら計画を策定します。



（2）各種調査の実施概要

①現行施策の進捗調査

庁内の関連各課における現行計画の福祉施策状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の施策及びサービス提供体制の基礎資料とします。

②障がいのある人へのアンケート調査

障がいのある人の生活の様子や福祉サービスの利用状況、生活支援に対する意識、意向などを把握し、今後の障がい福祉施策を進める際の参考とするため、「第六次柏崎市障がい者計画・柏崎市第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

③障がい福祉サービス事業所への事業計画調査

障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標などを定めるため、令和 11（2029）年度までの事業計画調査を実施しました。

第２章　障がいのある人を取り巻く現状

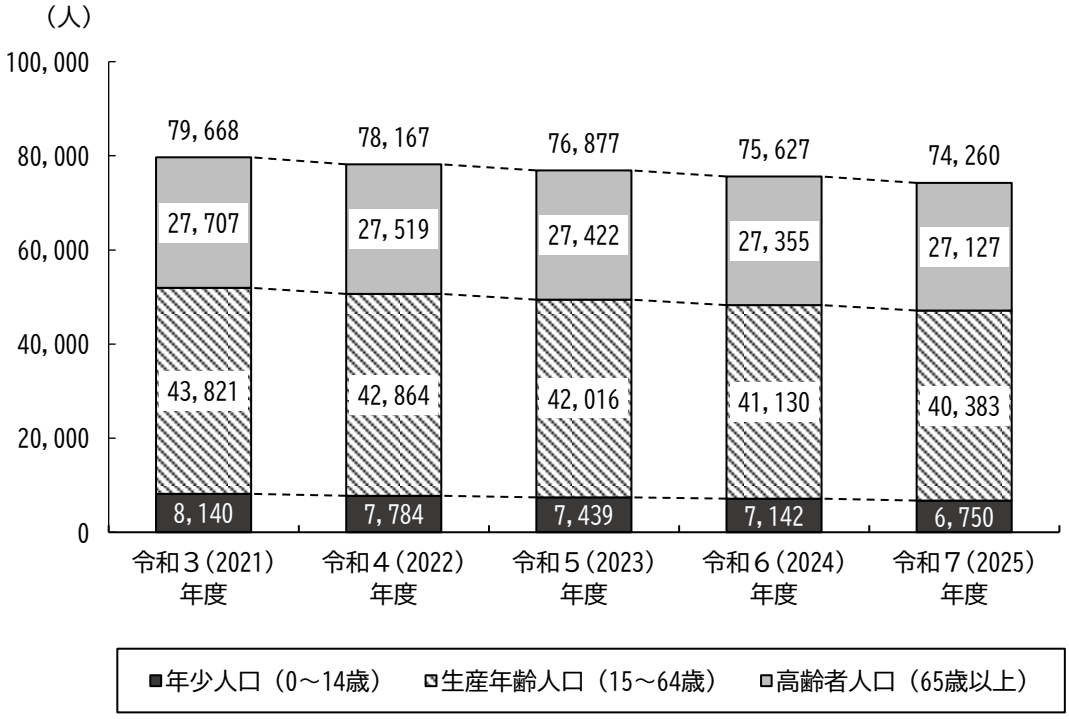
１　データに基づく障がいのある人の現状

（１）人口の状況

全国や新潟県で人口減少が進む中、本市の人口も徐々に減少しています。

令和３（2021）年度からの５年間で年少人口が 1,390 人、生産年齢人口がおよそ 3,400 人減少し、高齢者人口も 580 人ほど減少しています。

図表　年齢３区分別人口の推移

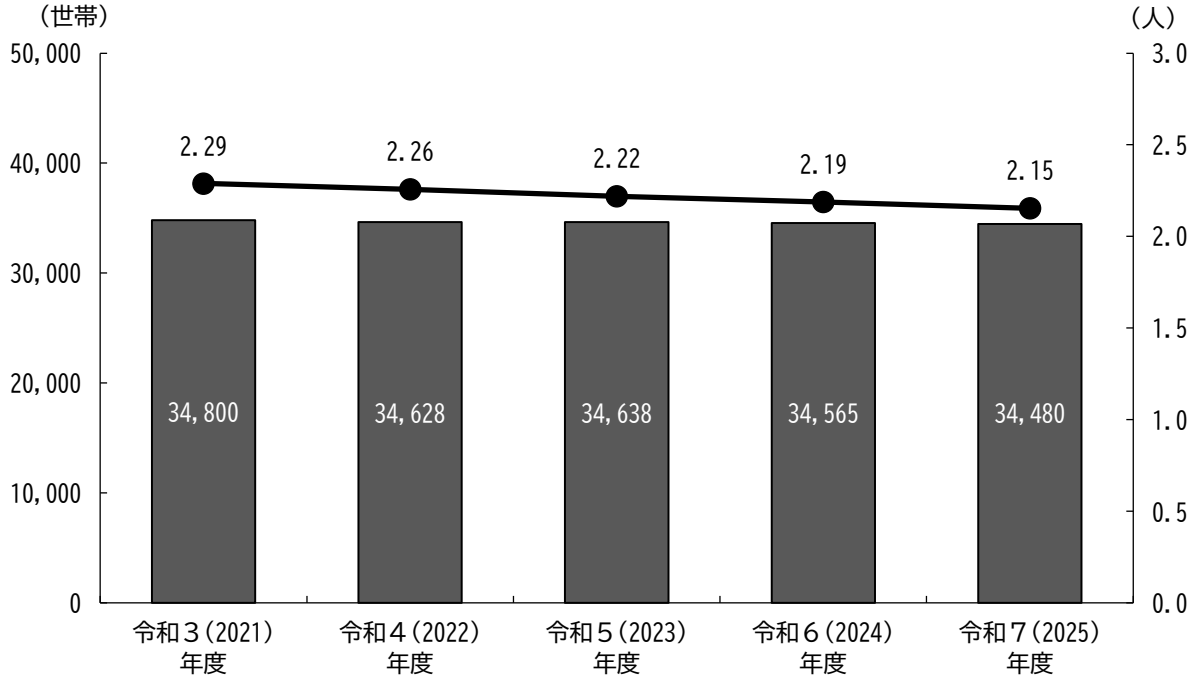


資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

（2）世帯の状況

世帯数は令和７（2025）年度末現在で 34,480 世帯となっており、ほぼ横ばいで推移しています。一方、１世帯当たり人員は緩やかに減少しており、令和３（2021）年度は 2.29 人でしたが、令和７（2025）年度には 2.15 人となっています。

図表　世帯数及び１世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

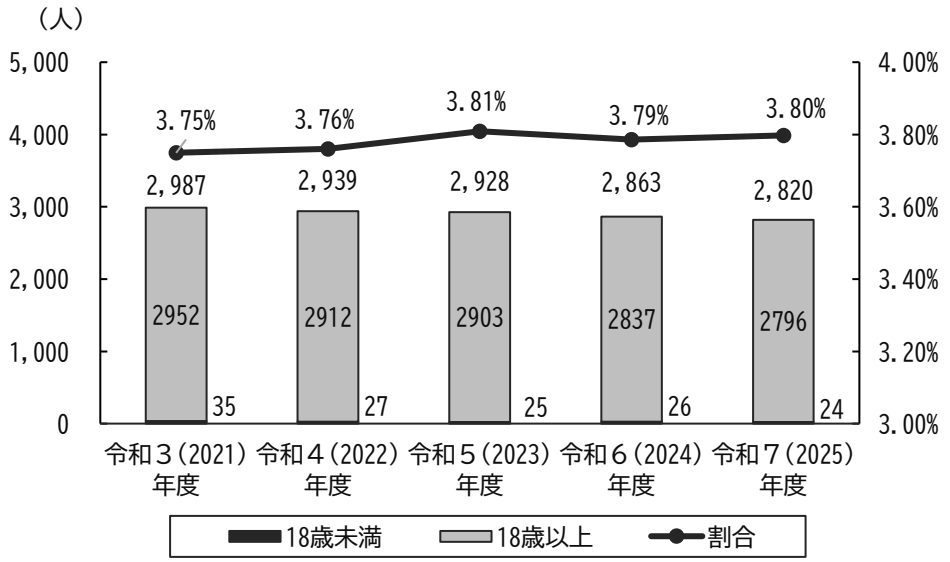
2　障害者手帳の所持者数

（1）身体障害者手帳交付者数

本市の身体障害者手帳交付者数は、減少傾向にあり、令和７（2025）年度末現在で2,820 人となっています。総人口に占める割合は、ほぼ横ばい傾向にあり、令和７（2025）年度末現在で 3.80%となっています。

等級別にみると、６級を除く各等級で減少傾向にあります。また、種類別にみると、「聴覚・平衡機能障がい」及び「内部障がい」は増加傾向、「視覚障がい」及び「肢体不自由」は減少傾向にあります。

図表　年齢層別身体障害者手帳交付者数の推移及び総人口に占める割合の推移



資料：福祉課（各年度３月末日現在）

（単位：人）

		令和３(2021)年度	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度
等級別	１級	758	764	759	748	725
	２級	507	505	493	474	467
	３級	613	573	571	550	552
	４級	676	665	663	650	641
	５級	164	157	154	154	146
	６級	269	275	288	287	289
種類別	視覚障がい	190	197	190	178	170
	聴覚・平衡機能障がい	364	369	393	387	387
	音声・言語・咀嚼機能障がい	33	32	34	33	34
	肢体不自由	1,637	1,583	1,525	1,455	1,422
	内部障がい	763	758	786	810	807
合計		2,987	2,939	2,928	2,863	2,820

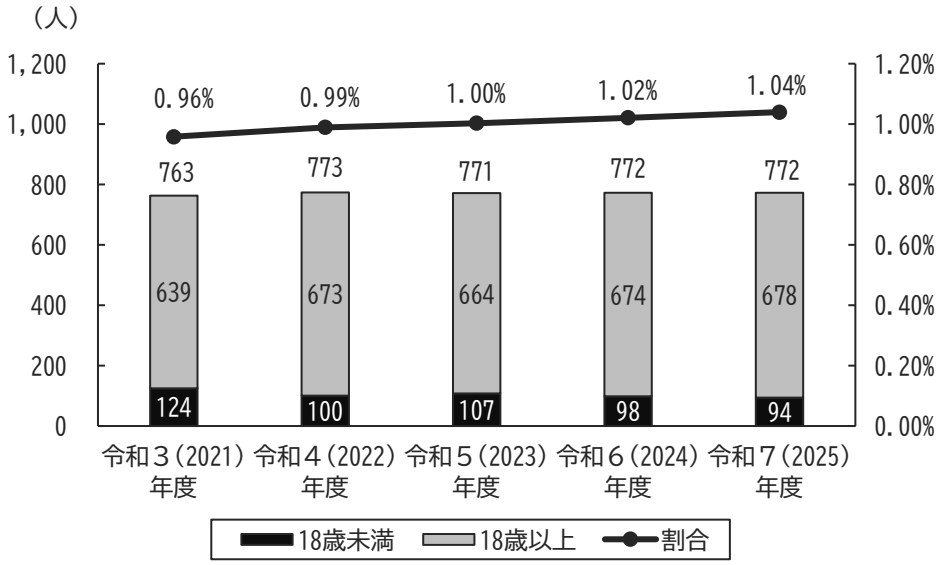
資料：福祉課（各年度末現在）

（2）療育手帳交付者数

本市の療育手帳交付者数は、令和３（2021）年度以降ほぼ横ばい傾向にあり、令和７（2025）年度末現在で 772 人となっています。総人口に占める割合は緩やかな上昇傾向にあり、令和３（2021）年度から令和７（2025）年度の５年間で 0.08 ポイント上昇し 1.04％となっています。

等級別にみると、重度はほぼ横ばいにありますが、中軽度の所持者は緩やかな増加傾向にあり、令和７（2025）年度末現在で 477 人となっています。

図表　年齢層別療育手帳交付者数の推移及び総人口に占める割合の推移



資料：福祉課（各年度３月末日現在）

（単位：人）

		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度
等級別	重度	294	300	302	297	295
	中軽度	469	473	469	475	477
合計		763	773	771	772	772

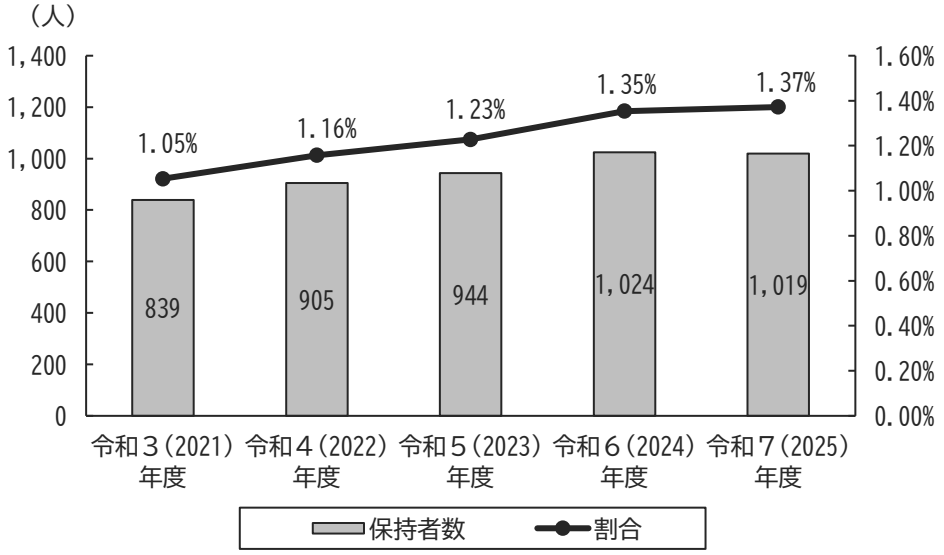
資料：福祉課（各年度末現在）

（３）精神障害者保健福祉手帳交付者数

本市の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、令和３（2021）年度から令和７（2025）年度まで増加傾向にあり、令和７（2025）年度末現在で 1,019 人となっています。また、総人口に占める割合も上昇しており、令和３（2021）年度から５年間で 0.32 ポイント上昇し、令和７（2025）年度は 1.37%となっています。

等級別にみると、令和３（2021）年度以降、２級が増加傾向にあり、令和７（2025）年度までの５年間で 190 人増加しています。

図表　精神障害者保健福祉手帳交付者数及び総人口に占める割合の推移



資料：福祉課（各年度３月末日現在）

（単位：人）

		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度
等級別	１級	82	75	74	69	66
	２級	688	759	799	879	878
	３級	69	71	71	76	75
合計		839	905	944	1,024	1,019

資料：福祉課（各年度末現在）

3　第五次障がい者計画の現状と課題

第五次柏崎市障がい者計画は、令和３（2021）年度から令和８（2026）年度を計画期間と定め、毎年度、調査、分析及び評価を実施してきました。

（１）地域社会における生活支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用援助などを行う相談支援事業所は市内に４か所あります。令和７（2025）年度の５段階評価における自己評価（以下、本項における評価については、「同一年度の評価」を指す。）では、「相談支援体制の強化」を項目に含む「地域生活の支援」に関する評価平均が 4.0 に増加（前年度 3.9）した一方、相談支援専門員の担当ケース数が過多となり、相談支援専門員の負担が高まっている状況が課題として明らかになりました。

相談支援専門員の負担軽減と質の維持・向上を図るための体制整備とともに、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援という課題に対応し、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の充実が必要です。

また、福祉を支える人づくりの評価平均は 4.0（前年度 3.3）へ増加したものの、労働人口が減少する中、中長期的な視点に立った人材確保が引き続き課題となっています。

利用者ニーズに沿った障がい福祉サービスを安定的に提供ができるよう、福祉職員の人材確保と職場定着に取り組む必要があります。

（２）健康づくりへの支援と療育・教育の充実

保健・医療の充実として、障がいのある人も健康診査を受けやすい体制の強化や歯科健康相談を実施しました。また、療育・教育の充実として、発達障がいなどがある人へ乳幼児期から青年期までの一貫した相談・支援体制を整備しています。療育・教育体制の充実の評価平均は 4.5 と全項目中最も高く、令和７（2025）年度から開始した５歳児健診など、新たな取組も着実に進んでいます。

特別な支援が必要な子どもに対しては、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な療育・教育及び支援をすることが重要であり、相談支援体制の更なる充実が求められています。

（３）自分らしく働くことへの支援の充実

雇用と福祉分野の連携を進める中、就労系障害福祉サービス利用者の一般就労への移行者は令和６（2024）年度の５人から令和７（2025）年度は 15 人へ増加しました。引き続き、ハローワークなどと連携しながら、就労支援の充実を図ります。

また、障がい者雇用の推進についても、関係機関などと連携しながら、就労定着支援や障がい者活躍推進アドバイザー制度の利用を促進し、啓発活動や企業見学会等を充実させ、

障がいのある人の職場定着の向上につなげていく必要があります。市の法定雇用率は2.8%の目標に対し実雇用率が 2.62%にとどまっているため、職員採用の面でも引き続き法定雇用率の達成に向けた取組が必要です。

（４）住み慣れた地域における社会参加の促進と安全・安心の確保

スポーツ体験やイベント、文化芸術活動など障がいのある人が参加しやすい環境を整え開催しています。イベントなどへの参加においては、輸送手段の確保が根本的な課題として挙げられています。令和７（2025）年度に郊外型のＡＩ新交通「あいくる」の運行を開始するなど、新たな取組も進んでいます。

地域での安全・安心を確保するため、地域の防犯対策の強化を図るとともに、頻発・激甚化する災害に備え、災害時における避難支援体制の強化にも取り組んでいます。

自立と社会参加を促進するだけではなく、生活の質の向上を図り、生きがいのある豊かな生活を送るための取組が必要です。

（５）障がいのある人への理解促進と社会的障壁のない社会づくり

イベントの開催や市のホームページによる啓発活動により、障がいや障がいのある人への理解の促進、社会参加の支援を行っています。

障がいのある人に対する理解を深め、広がりをもった住民同士のつながりが構築されるよう、周知、啓発に努める必要があります。また、障がいのある人の社会生活を阻むさまざまな障壁を取り除くため、地域ぐるみでの支援や取組を行っていく必要があります。令和６（2024）年４月に施行された改正障害者差別解消法により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことも踏まえ、事業者へのより一層の周知・啓発が必要です。

（６）福祉人材の確保・育成

令和７（2025）年度に実施した障がい福祉サービス事業所調査では、有資格者や夜勤の担い手をはじめとする福祉人材の確保が、事業所運営における最大の課題として挙げられました。市においても、「福祉職員人材確保・職場定着支援事業補助金」や「福祉職員就職支援事業補助金」の交付、専門学校・大学等へのヒアリングやセミナーの開催などに取り組んでおり、令和７（2025）年度は「福祉職員人材確保・職場定着支援事業補助金」を５法人、「福祉職員就職支援事業補助金」を９件交付しました。

一方、労働人口の減少が進む中、事業所単独の取組だけでは人材確保に限界があり、中長期的な視点に立った取組が必要です。介護・障害福祉分野の処遇改善加算など、国の制度改正の動向も踏まえながら、福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組を強化していくことが求められます。

４　障がいのある人へのアンケート調査結果に基づく現状と課題

令和７（2025）年 12 月から令和８（2026）年１月にかけて実施した障がいのある人へのアンケート調査結果に基づく現状と課題は、以下のとおりです。

〇調査概要：障がいのある人への福祉施策の更なる充実を図るため、障がいのある人の日常生活の様子や福祉サービスの利用状況、生活支援に対する意識、意向などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。
〇調査対象：市内に在住し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方 550 人（無作為抽出）
〇実施期間：令和７（2025）年 12 月 20 日～令和８（2026）年１月 13 日
〇調査方法：郵送配布・回収、ＷＥＢ回答
※調査票の全設問に音声コードを貼付
〇回収率　：53.8%（296/550）
〇調査結果の表記などについて：
・比率は全て百分率で表し、小数点第２位以下を四捨五入しているため、百分率の合計が 100%にならないことがあります。

＜令和５（2023）年度調査から改善された施策と強み＞

◆制度・サービス利用に関する不満の減少と提供体制の改善

制度や福祉サービスを利用して不満に思うことの調査結果において、「特にない」と回答した割合が、令和５（2023）年度調査（問 28）の 29.9%から、令和７（2025）年度調査（問 28）では 52.4%へと大幅に上昇しました。また、具体的な不満点として挙げられていた「相談や手続きに時間がかかる」が 11.0%から 9.5%へ、「身近な所でサービスを利用できない」が 9.8%から 7.1%へ、それぞれ低下しています。「サービス内容に関する情報が少ない」という声は依然として残るものの、全体として手続きの迅速化や地域におけるサービス提供基盤の整備が進み、当事者や家族が円滑かつ身近にサービスを受けられる環境が整いつつあることは、本施策の大きな強みと言えます。

◆就労状況の改善と就労意欲の向上

平日の日中の過ごし方として、「会社員、自営業、家業により収入を得て仕事をしている」と答えた割合が、令和５（2023）年度調査（問 20）の 28.8%から令和７（2025）年度調査（問 20）では 29.7%へと上昇し、最も高い割合を維持しており、自宅のみで過ごす割合も 23.5%から 22.3%へと低下しています。

「通勤・通学・通所を目的とする外出」は 62.1%（問 18）から 64.9%（問 18）に上昇し、さらに、「今後収入を得る仕事をしたいか」という問いに対し、「仕事をしたい」と「今はまだ自信がないが、いずれ仕事をしたい」を合わせた回答が、42.1%（令和５（2023）年度調査問 22）から 45.2%（令和７（2025）年度調査問 22）へと上昇しています。就労支援の取組が実を結び、障がいのある人の働く意欲を後押しする環境や社会参加の意欲向上のための取組が着実に実を結びつつあることは大きな強みです。

◆デジタルツールを活用した主体的な情報収集力の向上

障がいや福祉サービスに関する情報の入手先において、令和５（2023）年度調査（問 34）では「家族や親せき、友人・知人」が 32.6%で最多であり、次いで「インターネット」が 27.3%でした。令和７（2025）年度調査（問 35）では「インターネット」が 37.2%へと増加し、最も高い情報源となり、自身で必要な情報を主体的に取得できる層が広がっています。

また、令和７（2025）年度調査（問 36）では、デジタル機器を「よく使っている」人が 57.1%に達しました。情報提供のデジタル化施策やオンラインを通じた情報発信が市民に届きやすくなっており、デジタル環境の使いやすさが進んでいると考えられます。

◆日常生活における外出時の不安軽減と自立の促進

外出時に困ることの調査結果において、「困った時にどうすればいいのか心配」と回答した割合が、令和５（2023）年度調査（問 19）の 32.2%から令和７（2025）年度調査（問 19）では 31.1%へと改善されました。また、外出時に困ることは「なし」と回答した人も 20.5%から 21.3%へとわずかに上昇しています。さらに、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ等）」が 12.1%から 9.8%に改善されるなど、依然として公共交通機関の少なさなどの課題は残るものの、社会全体のユニバーサルデザインの推進やバリアフリー化、周囲のサポートへの安心感が徐々に醸成されており、障がいのある人が日常的な外出をすることに対する心理的ハードルを下げられている点が施策の成果と考えられます。

◆障がい児家族支援の改善

障がいのある子どものために、特に重要と思うものとして、「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」を挙げた割合が、令和５（2023）年度調査（問47）の 48.9%（最多）から、令和７（2025）年度調査（問 42）では 43.6%へと低下しています。また、「児童クラブや休日等の居場所づくり」のニーズも 25.4%から 21.3%に低下しました。課題として挙げる人の割合が低下したことは、一時預かりなどの家族支援施策が以前より拡充され、改善されつつあると考えられます。

◆医療機関や専門的な相談支援窓口へのアクセスの改善

悩みや困りごとが生じた際の相談相手について比較すると、「かかりつけの医師や看護師」へ相談する人の割合が令和５（2023）年度調査（問 33）の 30.7%から令和７（2025）年度調査（問 33）の 36.8%へと上昇しました。さらに、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」を活用する人も 8.0%から 9.5%へ、「行政機関の相談窓口」も 3.4%から 6.1%へと上昇しています。家族への相談に加えて、医療や福祉の専門機関へ直接相談できる環境が構築されつつあり、個別の課題に対して的確な支援やアドバイスを受けやすいネットワークが広がってきていると考えられます。

◆災害時における避難支援体制・地域ネットワークの強化

令和５（2023）年度調査（問 40）では、災害時の避難の際に助けてくれる人が「いない」との回答が 38.6%を占めていましたが、令和７（2025）年度調査（問44）では 32.1%へと低下しました。また、助けてくれる人が「いる」との回答は 22.0%から 25.3%へと上昇しています。同時に、災害時に一人で避難「できない」と答えた人の割合も 38.6%（令和５（2023）年度調査問 39）から 32.8%（令和７（2025）年度調査問 43）へと低下しています。地域住民の防災意識の高まりや、地域での見守り、関係機関の連携などにより、災害時の要支援者に対するコミュニティ支援体制やセーフティネットの強化が進んできましたが、今後もさらなる向上が必要と考えられます。

＜アンケート結果からみえる今後の課題と対応への方向性＞

（１） 公共交通機関の不足による移動の壁（問 19、問 23）

外出時に困ることとして、「公共交通機関が少ない」という回答が令和５（2023）年度調査（問 19）の 33.7%から令和７（2025）年度調査（問 19）では 36.8%へと上昇し、依然として課題となっています。また、就労に必要なこととして「通勤手段の確保」が、令和５（2023）年度調査（問 23）の 45.8%から令和７（2025）年度調査（問 23）では 47.0%と上昇しており、交通の壁が社会参加や就労を阻む要因となっています。今後、公共交通機関等の拡充を図るなど、誰もが利用しやすく柔軟な移動手段を地域全体で確保していく施策が引き続き求められます。

（２） 働くことに対する不安（問 22）

問 20 で「会社員、自営業、家業により収入を得て仕事をしている」と回答された人以外では、今後の就労意向について「仕事をすることができない」が令和５（2023）年度調査（問 22）の 21.3%から令和７（2025）年度調査（問 22）では 25.3%へ上昇しました。「今はまだ自信がないが、いずれ仕事をしたい」も 19.5%から 22.3%へと上昇しています。

就労への関心はありつつも障がいの重度化や加齢に加え、自身の能力や体調への不安から一歩を踏み出せない層が増加しているものと考えられ、個々の状態に合わせた丁寧な就労支援や、短時間・在宅勤務などの多様な働き方の選択肢を広げる施策が求められます。また、無理に就労を促すだけでなく、就労以外の形での日中活動の場の確保や生きがいづくりなど、一人ひとりの状態に合わせた多様な社会参加の選択肢を用意することも重要です。

（３） 職場における障がい理解の促進と環境整備（問 20、問 23）

平日の日中の過ごし方として、「会社員、自営業、家業により収入を得て仕事をしている」と答えた割合が、令和５（2023）年度調査（問 20）の 28.8%から令和７（2025）年度調査（問 20）では 29.7%へと上昇し、最も高い割合を維持しています。一方、問 20 で「会社員、自営業、家業により収入を得て仕事をしている」と回答された人以外では、障がい者が働くために必要なこととして、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」を挙げた人が令和５（2023）年度調査（問 23）の 60.2%から令和７（2025）年度調査（問 23）では 65.1%へと増加しています。

事業主や従業員に向けた研修・啓発活動を強化し、雇用枠の確保にとどまらず、障がい特性に応じた合理的配慮が行える、心理的に安全な職場環境づくりといったソフト面での支援が求められます。

（４） 相談支援事業所の認知（問 32）

悩みや困りごとの相談窓口である「相談支援事業所」について、「知らない」と答えた割合が令和５（2023）年度調査（問 32）の 59.1%から令和７（2025）年度調査（問 32）では 61.8%へと上昇し、６割を超えています。

相談支援事業所は身近な地域で専門的なアドバイスを受け、適切なサービスへつなぐ重要な機関ですが、十分に周知されていると言えません。今後、広報誌やウェブサイト・市ＳＮＳなどの活用に加え、関係機関を通じた多角的な周知活動を行い、早期に相談につながるネットワークを再構築することが求められます。

（５） デジタル化の進展と情報格差（デジタルデバイド）への対応（問 35、問 36）

令和７（2025）年度調査（問 35）で、情報の入手先として「インターネット」が 37.2%と最多になり、デジタル機器を「よく使っている（57.1%）」と「時々使っている（15.2%）」（問 36）の合計は 72.3%に達しました。一方で、デジタル機器を「使っていない（持っていない）」人が 16.9%、「使いたいけど難しくて使えていない」人が 1.7%存在します。

行政手続などのデジタル化が進む中、デジタル機器の利用が難しい人が不利益を被らないよう、操作支援の実施や、紙媒体・対面でのアナログな情報提供も並行して維持していくことが重要です。

（６） コミュニケーションにおける心理的・社会的障壁の解消（問 37）

人と話す・気持ちを伝えるのが難しいと感じることとして「初対面の人と話すとき」が 45.6%、「相手が自分の障がいを理解していないとき」が 35.8%となりました。

見えにくい障がい特性に対する社会の理解不足が、当事者のコミュニケーションや社会参加を困難にしている場合があると考えられます。引き続きヘルプマークの普及促進の取組に加え、広く市民に向けて多様な障がい特性への理解を深めるための啓発活動を、継続的かつ効果的に展開していくことが重要です。

（７） 障がい児支援について（問 42）

障がい児のために重要と思う支援について「発育・発達上の課題の早期発見・診断」を挙げた人の割合が、令和５（2023）年度調査（問 47）の 40.5%から令和７（2025）年度調査（問 42）では 47.0%へと上昇しました。保護者が子どもの発達に不安を抱えた際、速やかに専門機関につながり、適切な診断・アドバイスを受けられる体制が求められます。乳幼児健診の充実や、医療・療育・保育現場との連携強化により、早期発見から切れ目なく続く支援ネットワークの構築が不可欠です。また、障がい児支援において「相談対応の充実」を求める声が、令和５（2023）年度調査の 45.5%から令和７（2025）年度調査では 47.3%へと上昇し、令和７（2025）年度調査では重要と思う項目で最多となっています。早期発見だけでなく、その後の子育てや就学に関する継続的な伴走支

援や、相談支援体制の強化など、保護者の孤立を防ぐ手厚い支援が引き続き重要です。

（８）　災害時の避難所環境について（問 45）

災害時に困ることとして「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」との回答が、令和５（2023）年度調査（問 41）の 45.8%から令和７（2025）年度調査（問 45）では 53.4%へと上昇し、半数を超えました。また、災害時に「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」ことに困るとした回答は、令和５（2023）年度調査が 29.9%、令和７（2025）年度調査が 30.4%と、依然として約３割を占めています。

物理的な避難スペースの確保だけでなく、多目的トイレの整備やプライバシーの確保といった障がい特性に配慮した福祉避難所の整備強化が必要です。また、一般避難所におけるバリアフリートイレの確保、防災行政無線の文字化、視覚・聴覚に配慮した情報伝達手段の多様化など、避難所の環境改善に引き続き取り組むことが重要です。

5　障がい福祉サービス事業所調査結果に基づく現状と課題

令和７（2025）年 12 月から令和８（2026）年１月にかけて実施した事業所調査結果に基づく現状と課題は、以下のとおりです。

〇調査概要：計画策定に当たり、障がい福祉サービス事業所の現状や課題、今後の事業計画等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。
〇調査対象：障がい福祉サービス事業所を運営する 21 法人（回収率 100%）
〇調査期間：令和７（2025）年 12 月 26 日～令和８（2026）年１月 22 日
〇調査方法：調査票記入

	調査項目	調査結果の概要・主な傾向
①	運営方針とそれに基づく重点項目、事業計画、職員採用計画等	採用活動を行っているが、「人材不足」が深刻と回答している事業所が多い。
②	今後の事業の方向性	現在の定員規模を維持し、利用者の高齢化・重度化などの個別ニーズにきめ細かく対応する方向性が主流。無理な事業拡大は避け、適正規模を模索している。
③	事業所を運営していく上での課題（サービス提供上の課題、人材確保、職員の質の向上等）と、その課題解決に向けて取り組んでいる内容	最大の課題は「深刻な人材不足」（有資格者、夜勤の担い手、若手）。利用者の重度化対応と人員不足のジレンマ、物価高騰による経営圧迫も大きな課題となっている。ハローワーク以外の求人開拓、学生への早期アピール等に取り組んでいる。
④	地域全体の課題と、その課題解決に向けて貴法人・貴事業所が取り組むことができる内容	「必要な時に必要なサービスを受けられない」という供給不足が課題（放課後等デイ、グループホーム等）。障害福祉から介護保険への移行時の負担額の増加による移行の困難さがある。
⑤	障害福祉サービス等の質を向上するために実施している取組等	人員不足により外部の集合研修への参加が困難な中、オンライン研修を導入し、全職員が受講できる環境整備が進んでいる。日常業務内での情報共有も徹底している。
⑥	「新規サービスの実施予定」又は「既存サービスの拡充（定員増等）の予定」（サービス名、開始予定年度、定員等）	大半の事業所が「実施予定なし」又は「現状維持」の回答であり、現在の人員体制では新規展開は困難な状況。
⑦	「新規サービスの実施」又は「既存サービスの拡充」をする場合の課題等	「人材確保の壁」が最大の障壁。また、物価高による経費増等の不安が大きい。
⑧	柏崎市の障害福祉施策に関しての意見・要望等	柏崎市独自の財政支援（夜勤手当補助等）への感謝と継続要望が多数。中長期的な人材確保策や、制度移行・基盤整備への支援が求められている。

６　柏崎市の今後取り組むべき主な課題とポイント

第五次柏崎市障害者計画の評価、令和７（2025）年 12 月から令和８（2026）年１月にかけて実施した障がいのある人へのアンケート調査、及び障がい福祉サービス事業所調査の結果に基づき、今後、市が取り組むべき課題は次のとおりです。

（１）障がいに対する理解促進と社会参加・就労支援

今後の就労意向について「仕事をすることができない」との回答が増加傾向にあり、就労への不安が高まっています。また、就労に必要なこととして「職場の障がい理解」を挙げた人も増加傾向にあります。理解促進と合理的配慮の浸透により、就労を含めた多様な社会参加の機会を広げる必要があります。

（２）相談支援体制の周知と包括的な支援の推進

障がいのある人を対象としたアンケート調査では、相談支援事業所を「知らない」と回答した人が６割を超えました。今後は、制度や窓口に関する周知を一層強化するとともに、福祉・医療・教育など関係機関が連携し、複雑化・複合化したニーズにも途切れることなく対応できる包括的な相談支援体制の推進が必要です。

（３）福祉職員人材の確保・育成

障がい福祉サービス事業所調査では、有資格者や夜勤の担い手、若手職員の確保が難しいという「深刻な人材不足」が最大の課題として挙げられました。労働環境や待遇の改善、中長期的な視点に立った継続的な人材確保対策が必要です。

（４）地域におけるサービス提供体制の確保

放課後等デイサービスやグループホームなどの不足が課題として挙げられています。地域における受け皿の確保と、支援体制の充実が求められます。

（５）災害等緊急時の体制強化と地域共生社会の推進

災害時に「避難場所の設備や生活環境が不安」と回答した人は増加傾向にあり、半数を超えました。福祉避難所の整備や情報伝達手段の多様化に加え、多世代交流や支え合いの地域づくりを通じて、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられる地域共生社会の推進を図っていくことが求められます。

（６）移動・交通環境の整備とデジタル化を踏まえた情報保障

「公共交通機関が少ない」と回答した人や「通勤手段の確保」を挙げた人が増加傾向にあります。また、デジタル機器を「使っていない」人も約 17%存在しています。移動手段の確保と、紙媒体・対面によるアナログな情報提供の維持を並行して進める必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

柏崎市第六次総合計画では、子育て・健康・福祉分野の基本方針「健やかな暮らしを育むやさしいまち」における、主要施策として「障害福祉サービスの充実と社会参加の支援」、主要施策の方向性として「①障がいへの理解促進と社会参加の促進」と「②障害福祉サービスの充実」を掲げています。また、「生活・安全・環境」分野の基本方針「安全安心で快適に暮らせるまち」における、主要施策として「地域防災力・消防力の充実」、主要施策の方向性として「①防災体制の強化」「②防災意識の向上」「③地域防災力の充実」「④消防力の充実・強化」を掲げ、計画を推進しています。

本計画では、「柏崎市第六次総合計画」及び「第五次柏崎市地域福祉計画」との整合を図りながら、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨や国の基本的な指針に基づき、次のとおり第六次柏崎市障がい者計画の基本理念を定めます。

互いに人格と個性を尊重し、共に暮らす柏崎

2　基本方針

基本方針1	**お互いが支え合う地域共生社会の推進**
	障がいのある人もない人も、地域の一員として互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。関係機関の連携と、地域住民の主体的な参加・協働を進めることで、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域全体で支える体制を構築します。

基本方針2	**地域生活における支援体制の充実**
	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障がいのある人の個々の状態に応じた日常生活や社会生活を営むための支援を充実していく必要があります。身近な場所で気軽に相談できる体制の充実と障がい福祉サービスの質の向上や地域における提供体制の確保を図り、地域社会全体で障がいのある人やその家族を支援します。

基本方針3	**健康づくりへの支援と療育・教育の充実**
	健康づくりに関する施策を実施し、障がいにつながるような疾病の早期発見・重症化予防や精神保健への対応を推進し、健康の維持・増進に努めます。 特別な支援を必要とする子どもが、地域で育ち、ノーマライゼーションの理念が育つ環境を構築するため、市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校と特別支援学校や高等学校などが連携しながら、障がいの早期発見と早期療育、障がいの状況と特性に応じた療育・教育の充実を図ります。

基本方針4	**本人の意思を尊重した社会参加の促進**
	障がいのある人がその個性を尊重されながら、地域で暮らしていけるための支援が求められています。障がいのある人に対する理解促進や権利擁護、必要なサービスの情報提供、就労を含む多様な社会参加の機会の確保など、本人の意思を尊重した社会参加の促進を図ります。

基本方針5	**障がい福祉を支える基盤の強化**
	有資格者や夜勤の担い手をはじめとする福祉人材の確保・育成は、事業所の安定的な運営にとって最大の課題となっています。福祉サービスの充実が求められる中、質・量の両面から福祉人材の確保・定着・育成を図るとともに、事業所の安定的な運営基盤を強化していくことが重要です。

3　重点推進項目

基本理念、基本方針を具現化するため、次の８つの重点推進項目を設定し、障がい児者施策の展開を図ります。なお、重点推進項目については、施策の体系に沿って示してあります。

（1）障がいへの理解促進

障がい及び障がいのある人への理解促進を図るとともに、誰もが分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会は、市民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り組むことによりはじめて実現できるものです。

障がいについて理解し、日常生活や事業活動の中で配慮や工夫をすることや、就労の場や身近な支援機関の周知を通じて、障がいのある人の社会参加を促進します。

関連施策（施策の体系）　⇒　31・45 ページをご覧ください。

○ 市のホームページ・広報による啓発の推進	1-（1）- ① - No. 1
○ 障がい者理解の啓発活動の充実	1-（1）- ① - No. 2
○ 障がい者スポーツなどの振興	4-（2）- ① - No.58
○ 文化芸術活動などの開催及び参加促進	4-（2）- ① - No.59

（2）地域の防災対策の推進

自主防災組織などとの連携・協力体制を構築し、災害が発生した場合の被害を最小限度にとどめることができるように、避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関と情報共有を図るとともに、福祉避難所の環境整備の検討を進め、障がいのある人の安全確保に努めます。

関連施策（施策の体系）　⇒　34・35 ページをご覧ください。

○ 避難行動要支援者名簿の整備	1-（2）- ③ - No.16
○ 平常時からの自主防災組織などとの協力体制の強化	1-（2）- ③ - No.17
○ 防災知識の普及・啓発	1-（2）- ③ - No.18

（3）相談支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、個々のニーズに応じた支援を行います。また、相談内容の多様化・複雑化に伴う複合的な課題に対応するため、相談支援事業所、基幹相談支援センターが連携し、地域全体の相談支援体制の質の向上を図ります。

関連施策（施策の体系）　⇒　36 ページをご覧ください。

○ 障害者相談体制の充実強化	2-（1）- ① -No.23

（4）障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくため、必要としているサービスの提供と本人の意向に沿った支援を行い、障がいのある人の社会参加を促進します。

障がい福祉サービスの安定的な提供体制を維持するとともに、地域生活への移行や就労支援という課題に対応し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス体制の充実を図ることが必要です。

障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に資する場として、共有した地域課題を解決していくための具体的な取組につなげながら、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の運営を行います。

関連施策（施策の体系）　⇒　３２・37 ページをご覧ください。

○ 障害者自立支援協議会の運営・機能強化	1-（1）- ③ - №. ８
○ 障がい福祉サービスの充実	2-（1）- ② - №.24
○ 共生型サービスの推進	2-（1）- ② - №.25
○ その他の障がい福祉サービスの充実	2-（1）- ② - №.26
○ 地域生活支援拠点等の整備	2-（1）- ③ - №.27

（5）福祉人材の確保

福祉職員の人材不足が大きな課題となっていることから、その解決に向けた取組を継続して実施していきます。また、質の高い福祉サービスの提供が求められることから、これらのニーズに対応する福祉人材の確保・定着・育成の充実を図ります。

関連施策（施策の体系）　⇒　48・49 ページをご覧ください。

○ 福祉人材の充実	5-（1）- ① - №.68
○ 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会におけるネットワーク強化と支援スキルの向上	5-（1）- ① - №.69
○ 福祉職員人材確保・職場定着の支援	5-（1）- ① - №.71

（6）障がい児者への支援体制の充実

障がいのある子どもとその家族が、乳幼児期から学齢期、さらに学校卒業後の青年期に至るまで、安心して地域で生活できるよう、一貫した相談及び支援体制を整備します。特に発達障がいをはじめとする障がいの早期発見・早期支援は重要であり、保護者などが子どもの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう支援するとともに、関係機関や相談支援事業所などと連携し、成長段階に応じた切れ目のない支援を提供します。

関連施策（施策の体系）　⇒　41・42 ページをご覧ください。

○ 早期療育事業の推進	3-（2）- ① - №41
○ 療育専門機関などとの連携強化	3-（2）- ① - №42
○ 発達障がい児者への支援体制の充実	3-（2）- ① - №43
○ 支援が必要な児童に対する支援体制の整備	3-（2）- ① - №44

（7）就労支援の強化

障がい者雇用の理解促進や職場定着支援を図るとともに、障がいのある人の働きたいという希望に応え、適性・能力に応じた就労支援ができるよう、本人と関係機関で情報共有や連携に努めます。

また、就労に対する多様なニーズに応じるとともに、一般就労へのステップアップを図っていくため、段階に応じたサービス（就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援）を身近な地域で利用することができるよう、提供体制の確保に取り組みます。

関連施策（施策の体系）　⇒　43・44 ページをご覧ください。

○ 障がい者雇用の理解促進	4-（1）- ① - №50
○ 切れ目ない就労・定着支援の充実	4-（1）- ② - №54
○ 就労に関する相談支援体制の充実	4-（1）- ② - №57

（8）差別の解消と権利擁護の推進

障がいのある人に対する合理的配慮の不足や障がいを理由とした偏見や差別の解消など障害者差別解消法に関する取組を推進します。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、障がいのある人や介助者などの高齢化による将来的な不安の解消、本人の意思決定及び自己決定を尊重した上で、成年後見制度の適切な利用促進を図り、特に精神障がいのある人の支援を含め、障がいのある人の権利擁護の推進に取り組みます。

関連施策（施策の体系）　⇒　46・47 ページをご覧ください。

○ 成年後見制度の利用促進	4-（3）- ① - №62
○ 障がい者差別に関する相談体制の整備	4-（3）- ③ - №66
○ 障がい者差別解消に向けた取組	4-（3）- ③ - №67

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）と本計画の関連性について

ＳＤＧｓとは、平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。

ＳＤＧｓでは、17 のゴールを決め、持続可能な社会の実現を目指すとしています。

この考え方を本計画でも、各種施策の推進をはじめ、特別なニーズに対応した教育の推進や公共道路・施設のバリアフリー化、障がい者雇用の推進など障がい児者支援に関する具体的な施策として掲げています。主に取り組むＳＤＧｓのゴールは、17 のゴールのうち「３．すべての人に健康と福祉を」と「４．質の高い教育をみんなに」「８．働きがいも経済成長も」「10．人や国の不平等をなくそう」「11．住み続けられるまちづくりを」「１６．平和と公正をすべての人に」となります。

本計画とＳＤＧｓにおける課題解決の考え方



出典：国連広報センター



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



働きがいも経済成長も

すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する



人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する



住み続けられるまちづくりを

都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

4　施策の体系

基本方針	基本施策	施策内容
1．お互いが支えあう地域共生社会の推進	(1)共生のまちづくりの推進 	①啓発活動の推進
		②地域住民との交流促進
		③担い手の育成とネットワーク化
	(2)暮らしやすい生活環境の整備 	①福祉のまちづくりの推進
		②移動・交通対策の推進
		③地域の防災対策の推進
		④地域の防犯対策の推進
		⑤消費者トラブルの防止
2．地域生活における支援体制の充実	(1)地域生活の支援 	①相談支援体制の強化
		②障がい福祉サービスの充実
		③地域生活支援拠点等の整備
	(2)情報入手手段と意思疎通支援の推進 	①情報入手手段の充実
		②意思疎通支援の充実
3．健康づくりへの支援と療育・教育の充実	(1)保健・医療対策の充実 	①健康づくり・介護予防活動の充実
		②早期発見・早期支援の推進
		③精神保健・医療施策の充実
	(2)療育・教育体制の充実 	①療育体制の充実
		②保育・教育の充実
		③特別支援教育の充実
4．本人の意思を尊重した社会参加の促進	(1)雇用の促進・就労支援 	①障がい者雇用の促進
		②就労に対する支援体制の充実
	(2)社会参加の促進 	①スポーツ・文化芸術活動などの振興
		②情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援
	(3)障害者差別解消法及び権利擁護の推進 	①成年後見制度の利用促進
		②障がい者虐待防止の取組の推進
		③障がいを理由とする差別解消の推進
5．障がい福祉を支える基盤の強化	(1)福祉を支える人づくり 	①福祉人材の確保・定着・育成

第４章　施策の展開

１　お互いが支えあう地域共生社会の推進

（１）共生のまちづくりの推進

【現状と課題】

本市では、話題性を活かしたイベントの開催や市のホームページによる啓発活動により、障がいや障がいのある人への理解の促進、社会参加の支援を行っているほか、福祉教育やボランティア教育などの活動支援を行っています。また、地域における各種イベントにおいて、誰もが参加しやすいプログラムの実施に努め、障がい者や高齢者に配慮した会場設営を行っています。

今後も、毎年多くの方に関心を持ってもらえる工夫を重ねながら障がいのある人に対する理解を深め、周知、啓発に努めるとともに、日常生活の困りごとなどを支援するために、福祉や障がい者支援の担い手を確保するなど、就労の場も含め、障がいのある人の社会生活を阻むさまざまな障壁を取り除くために地域ぐるみでの支援や取組を行い、合理的配慮の提供が義務化された事業者とも連携しながら、広がりをもった住民同士のつながりが構築されるよう努めていく必要があります。

【施策の方向】

- 差別や偏見がなく、あらゆる人が共生できる社会を実現していくためには、アンケート調査でも理解促進の必要性が示されているとおり、地域のあらゆる住民が暮らしや生きがいを共に高め合うことができる地域づくりが必要です。
- 障がいの有無に関わらず、地域で暮らす人々による相互の交流を通して、日常的に付き合うことのできる関係を築くことが必要です。
- 地域共生社会の実現を図るため、重層的支援会議などの場を活用し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するべく、分野横断的な連携による支援体制の強化を図るなど包括的な福祉サービス提供体制の整備が必要です。

【施策内容】

①啓発活動の推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
１	市のホームページ・広報による啓発の推進	市のホームページ、広報を活用し、障がいに関する正しい知識の普及や障がい者に対する理解を深めるため啓発活動を行います。	福祉課
２	障がい者理解の啓発活動の充実	障がいのある人の理解と社会参加を促進するため、研修会やイベントの開催などにより、市民に障がい理解の促進を図ります。	福祉課

②地域住民との交流促進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
3	地域における交流の促進	地域での交流の機会を増やし、障がいや障がいのある人についての理解を深めてもらうとともに、地域における活動や行事において障がいのある人が気軽に交流できる環境づくりに努めます。	福祉課 市民活動支援課
4	関係機関などと連携した余暇活動支援	障がいの有無に関わらず、参加者が講座・イベントに安心して気軽に参加し、充実感を得ることができる企画・運営を行います。	福祉課 文化・生涯学習課
5	地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備	地域共生社会の実現を図るため、重層的支援会議などの機会を通じて、地域住民の抱える課題の解決のため包括的な支援体制の整備を行っていきます。	福祉課

③担い手の育成とネットワーク化

NO	具体的な施策	概要	担当所管
6	障がい者団体などの活動への支援	障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体やボランティア団体などが主催する活動や広報を支援します。	福祉課 市民活動支援課
7	ボランティアセンター活動への支援	住民参加による民間の福祉活動の促進と公的福祉との連携・共働による福祉サービスの質的量的向上のため支援を行います。	福祉課
8	障害者自立支援協議会の運営・機能強化	障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に資する場として、共有した地域課題を解決していくための具体的な取組につなげながら、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の運営を行います。	福祉課

（2）暮らしやすい生活環境の整備

【現状と課題】

全ての市民にとって暮らしやすい地域をつくるためには、公共施設などのバリアフリー化をさらに進めていく必要があります。

本市では、道路整備におけるバリアフリー化を図るため、新潟県福祉のまちづくり事業により公共施設等周辺の道路整備や弱者用信号機の設置を進めるとともに、既存の低床型バスやユニバーサルデザインタクシーの導入促進補助や、「ＡＩ新交通あいくる」の運行開始などの取組により、障がい者及び高齢者の移動の利便性や安全性の向上を図っています。

また、障がいのある人の住み慣れた地域の安全・安心につなげるため、防犯まちづくり推進計画に掲げられた各種防犯対策に関する取組を実施しているほか、避難行動要支援者名簿の更新を毎年行い、個別避難計画への医療情報の追加なども進めながら、自主防災組織などへ提供し平常時からの見守り及び災害時の避難支援体制の構築を図っています。

今後は、アンケート調査で公共交通機関の不足や避難所環境への不安を指摘する声が高まっていることも踏まえた対応や、障がいのある人の高齢者割合の増加に伴う生活環境の整備、避難行動要支援者名簿を迅速かつ効果的に活用できるよう登録内容や運用方法などを検討する必要があります。また、令和７（2025）年のバリアフリー法の改正の趣旨も踏まえ、ハード・ソフト両面の対策を一体的に進めていくことが求められます。

【施策の方向】

- ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成という観点からも、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えを踏まえます。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、誰もが住み慣れた地域で快適に暮らしやすい生活環境を整備します。また、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、点字ブロックの補修や歩道の新設なども進めながら、公共施設などのバリアフリー化を進めます。
- 自然災害が多発している状況の中、避難所環境への不安の声が高まっていることを踏まえ、障がいのある人が地域で安心して生活を送るには、要支援者名簿と個別避難計画の十分な紐づけを行い、情報の伝達や避難誘導を迅速かつ的確に行い、被害の影響を最小限にとどめることが重要です。

【施策内容】

①福祉のまちづくりの推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
９	公共道路環境の整備	新潟県バリアフリーまちづくり事業と連携し、関係団体との情報共有などに努めながら、全ての人が使いやすく、誰もが安心して利用できる歩道などの道路整備を推進します。	福祉課 道路維持課 道路河川課

10	公共的施設の所有者・管理者への助言・指導	全ての人が使いやすく、誰もが安心して利用でき、新築や改修などを行う公共施設にバリアフリーが確保されるよう、改修時の整備基準の適合率向上にも留意しながら建築主などに対し指導・助言を行います。	建築住宅課
11	公営住宅のバリアフリー化の推進	公営住宅への障がい者、高齢者の入居が増加している中、老朽化が進む建物の改修方法を検討しながら、入居者の生活状況に応じた公営住宅のバリアフリー化を実現します。	建築住宅課
12	住宅改造の支援	障がいのある人が住み慣れた環境で生活することができるよう、日常生活用具給付事業等による住宅改造の支援を行います。	福祉課

②移動・交通対策の推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
13	低床バス、福祉タクシーなどの導入促進	障がいのある人の移動手段の環境整備のため、民間事業者の協力により、低床型バス車両、ユニバーサルデザインタクシー、車椅子対応タクシー及びリフト付きタクシー、「ＡＩ新交通あいくる」などの新たな移動手段の周知・利用促進を図りながら、公共交通ネットワークの再構築を図ります。	企画政策課
14	おもいやり駐車場制度の普及・啓発	歩行の困難な人などが利用できる「新潟県おもいやり駐車場制度」の普及・啓発を行い、支援が必要な方の利用促進を図ります。	福祉課
15	タクシー利用券及び交通費助成	社会参加の促進、身体障がい者などの通院にかかる費用負担の軽減などを図るため、運用方法を検討しながら、タクシー料金や燃料費の助成を行います。	福祉課

③地域の防災対策の推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
16	避難行動要支援者名簿の整備	障がいのある人や高齢者など災害時に特別な支援を必要とする方に対し、平常時からの地域見守り及び災害時の避難支援を迅速に行うため、避難行動要支援者情報の収集及び名簿の整備に努めます。	福祉課 介護高齢課
17	平常時からの自主防災組織などとの協力体制の強化	障がいのある人などを迅速に避難・支援できるよう自主防災組織などに対して、避難支援の方法などについて周知し、地域防災力の向上を図っていきます。	福祉課 介護高齢課 市民活動支援課
18	防災知識の普及・啓発	市総合防災訓練や自主防災組織による訓練などを各地域で継続的に開催するとともに、小中学校での防災教育や防災士の活躍の場の創出も進めなが	防災・原子力課 市民活動支援課

		ら、最新の防災知識を普及・啓発し、平時から地域での支え合いの体制づくり及び市民全体の防災知識の向上を図ります。	

④地域の防犯対策の推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
19	防犯体制の整備と関係機関との連携強化	柏崎市防犯協会など関係機関との連携強化及び情報交換を行うとともに、刑法犯認知件数の増加傾向も踏まえ、「第四次柏崎市防犯まちづくり推進計画」に掲げられた各種防犯対策に関する取組を実施し、障がいのある人の住み慣れた地域の安全・安心につなげていきます。	市民活動支援課
20	防犯知識の普及・啓発	「第四次柏崎市防犯まちづくり推進計画」に基づき、安全防犯情報メールや SNS の登録者の拡大を図り、防犯情報の提供、「防犯リーダー育成講座」や「ながらパトロール」などの各種防犯対策を実施し、市民の防犯意識の高揚と地域の防犯力強化につなげていきます。	市民活動支援課

⑤消費者トラブルの防止

NO	具体的な施策	概要	担当所管
21	関係機関と連携した未然防止対策の推進	消費者安全確保地域協議会における情報共有や障がい者団体など関係機関と連携し、見守り（気付き）体制の更なる強化を図りながら、消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組んでいきます。	市民活動支援課
22	各種相談窓口の活用促進	消費生活センターでは、消費者相談をより身近な相談窓口として利用してもらうため、相談内容の複雑化・困難化に対応できる支援機関の連携を強化しながら、支援体制の充実と周知を図っていきます。また、柏崎市社会福祉協議会では、生活全般に関する各種相談を行います。	市民活動支援課 福祉課

2　地域生活における支援体制の充実

（1）地域生活の支援

【現状と課題】

本市では、障がいのある人の日常生活や社会生活を支援するため、障がい福祉サービスや地域生活支援事業など、法令に基づく各種サービスを実施しています。

また、障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用援助などを行う相談支援事業を市内４事業所に委託し、相談窓口を設置していますが、アンケート調査では相談支援事業所を「知らない」と回答した人が 61.8%に達し、前回調査よりも 2.7 ポイント増加しています。相談内容の多様化・複雑化に伴い、複合的な課題に対応を要する事例が増加しています。こうした状況に対応するため、関係機関が連携し、一体的支援を行う体制が求められています。

柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会において、地域課題に関する協議・検討を行っています。障がいのある人が安心して地域で生活するためには、どのような支援体制や社会資源などの再整備が必要か今後も継続して体制構築をしていくことが必要です。

本市では、令和８（2026）年度に、地域における相談支援の中核的な役割を担う機能として、基幹相談支援センターを設置しました。障がいのある人の地域における生活を支援することにより、共生社会の実現に向けた取組を進めています。

【施策の方向】

- 相談内容の多様化・複雑化に伴う複合的な課題に対応するため、相談支援事業所、基幹相談支援センターが連携し、地域全体の相談支援体制の質の向上を図ります。また、障害者相談支援事業では、頼れる身寄りがいない障がい者等からの相談に応じ、関係機関と連携し、地域全体で支援を行います。
- 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会において、分野別に部会・連絡会・プロジェクトを設置し、地域課題の解決に向けた協議・検討・分析・提言を行っていきます。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、人材確保及び職場定着に向けた取組を進めながら、障がいのある人やその家族の多様なニーズに対応した障がい福祉サービスの提供に努めます。

【施策内容】

①相談支援体制の強化

NO	具体的な施策	概要	担当所管
23	障害者相談体制の充実強化	障がいのある人が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、個々のニーズに応じた支援を行います。また、相談内容の多様化・複雑化に伴う複合的な課題に対応するため、相談支援事業所、基幹相談支援センターが連携し、地域全体の相談支援体制の質の向上を図ります。	福祉課

②障がい福祉サービスの充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
24	障がい福祉サービスの充実	障がいや難病のある人がライフステージに応じた切れ目のない支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、多様化するニーズに対応した支援を行います。そのために、関係機関との連携強化や福祉人材の確保・定着を図りながら、質の高い障がい福祉サービスを安定的に提供し、地域全体でその暮らしを支える基盤づくりを推進します。	福祉課
25	共生型サービスの推進	障がい福祉サービスを利用していた障がいのある人が、介護保険サービスへ円滑に移行することができるよう、限られた介護・福祉人材を活用しながら、共生型サービス事業所の設置を促進し、周知・啓発を行います。	福祉課 介護高齢課
26	その他の障がい福祉サービスの充実	社会参加と自立の促進及び経済的負担の軽減に向けて、適正なサービス提供に努めます。	福祉課

③地域生活支援拠点等の整備

NO	具体的な施策	概要	担当所管
27	地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域全体で障がいのある人の生活を支えるサービス提供体制を構築します。	福祉課

（2）情報入手手段と意思疎通支援の推進

【現状と課題】

障がいのある人が的確かつ十分な情報の収集やコミュニケーションの手段を確保するため、本市では、広報かしわざき及び議会だより「ギカイのとびら」の点訳版、音訳版の提供や、市ホームページでは音声読み上げ機能などにより、年齢や障がいなどの身体的能力に関わらず、誰もが安定的に情報を入手できるページ作成に努めています。また、聴覚障がいのある人のコミュニケーション確保のため、手話奉仕員を福祉課窓口に配置しています。

アンケート調査では、デジタル機器を「使っていない」人が 16.9%存在していることも考慮したうえで、引き続き、障がいのある人の的確かつ十分な情報の収集やコミュニケーションの手段を確保する必要があります。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨も踏まえ、デジタルとアナログ双方の手段を維持することが求められます。

【施策の方向】

・デジタル機器を「使っていない」人も含め、誰もが安定的に情報を入手でき、幅広い人たちとの多様なコミュニケーションを行うことができるよう環境を整備していきます。
・情報アクセシビリティやユニバーサルデザインに対する理解促進に努め、安定的に情報を入手できるホームページの運営に取り組みます。

【施策内容】

①情報入手手段の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
28	広報誌の情報入手手段の充実	広報かしわざきや議会だよりの点訳版及び音声データを提供し、安定的に情報を入手できる環境の整備を継続します。	元気発信課 議会事務局
29	わかりやすい市ホームページの運営	市ホームページの読み上げ機能により、正確にわかりやすく情報を入手できるよう、市職員のアクセシビリティやユニバーサルデザインに対する理解を促進するための研修などを行い、新採用職員に限らず幅広い職員への周知を図りながら、わかりやすい市ホームページの運営に取り組みます。	元気発信課

②意思疎通支援の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
30	ボランティア団体などへの支援の促進	継続的な活動につながる人材確保にも努めながら、点訳、音訳、手話、要約筆記などの各ボランティア団体などが実施している講習会を支援します。	福祉課
31	意思疎通支援事業の実施	当事者のニーズに応じた体制整備を進めながら、手話通訳者や要約筆記者の派遣、ＩＣＴの活用による意思疎通支援を推進します。	福祉課 図書館

3　健康づくりへの支援と療育・教育の充実

（1）保健・医療対策の充実

【現状と課題】

本市では、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を構築し、疾病の早期発見や早期相談の体制づくりに努めています。

また、障がいのある人が安心して健康診査やがん検診を受けられるよう「ゆったり健（検）診」を実施するほか、障がいのある人を対象とした歯科健康相談、訪問歯科健康

相談を行っています。今後も、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、健診受診率の向上と健康づくりへの意識を高めていく必要があります。

精神保健対策としては、うつ病などの精神疾患のある人が年々増加しているため、こころの病気の予防や早期発見に努める必要があります。精神保健福祉法の改正により、精神障がいのある人の地域生活を支える体制強化が国の方針として示されていることも踏まえ、本市では、チラシやホームページを活用した相談窓口の周知や啓発、健康教育や健康相談などに取り組んでいます。

今後も障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、支援の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

- 生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、「ゆったり健（検）診」の更なる周知強化も含め、各種健（検）診や保健指導、健康教育を行います。
- 要介護状態となることを予防するため、地域における介護予防活動の普及に取り組みます。
- 妊娠期、乳幼児期から疾病や障がいを早期に発見し、障がいの予防、軽減を図るため、適切な支援を行います。
- こころの病気の予防及び軽減には、早い段階での発見・治療が重要であることから、保健所と連携し、自殺者数の推移も注視しながら、気軽に相談できる体制の充実とメンタルヘルスについての普及・啓発の取組を行います。
- 精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者が連携し、地域における包括的なケアシステムの構築を目指します。
- ひきこもりの長期化や８０５０問題への対応など、相談内容や背景が年々多様化・複雑化しているため、関係機関の連携体制を強化し、重層的支援体制整備事業を推進するなど、支援体制の充実を図ります。

【施策内容】

①健康づくり・介護予防活動の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
32	受けやすい健（検）診、相談体制の充実	ゆったり健(検)診や障がいのある人を対象とした歯科健康相談などを継続するとともに、歯科健康相談などの周知を強化しながら、必要な方に情報が届くよう、さらに取組の周知に努めます。	健康推進課
33	生活習慣病の重症化予防対策	障がいの発生を予防する観点から保健師などが家庭訪問などにより本人及び家族へ必要な保健指導を行い、生活習慣病を予防し、身体機能の低下を防止します。	健康推進課
34	介護予防活動と意識啓発の推進	地域の介護予防活動を推進するとともに、くらしのサポートセンターの機能強化と充実を図ります。また、担い手の高齢化を踏まえ、高齢者運動サ	介護高齢課

		ポーターと協力しながら、介護予防の意識啓発を図ります。	

②早期発見・早期支援の推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
35	乳幼児健康診査による早期発見	乳幼児の健やかな成長発達を目指し、５歳児健診の実施体制構築も進めながら、疾病の早期発見や早期療育支援を行います。	子育て支援課
36	相談支援体制の充実による早期の支援	地域の特性や課題に応じた支え合いや見守りの体制を構築し、専門職だけでなく地域住民も含めた課題検討を進めながら、早期に相談できる体制づくりや家族への相談支援を強化するとともに、各種相談会の充実を図ります。	介護高齢課 子育て支援課 保育課

③精神保健・医療施策の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
37	精神疾患への理解と啓発活動	精神保健福祉連絡会等の活動を通じて、こころの病気や精神障がいに対する正しい理解と偏見の解消に向け、自助グループによる活動の周知も含め、啓発活動を推進します。	健康推進課 福祉課
38	こころの病気の早期発見と早期治療の促進	自殺者数の推移も注視しながら、こころの病気の早期発見と早期治療のため、市民対象の「こころのゲートキーパー」養成研修の実施や「こころの健康づくり」の周知に努めます。	健康推進課
39	精神障がいに関する相談支援体制の充実	医療機関、相談支援事業所等の関係機関と連携した相談支援体制の強化やひきこもり者の居場所の設置、就労支援の充実などにより、複数の課題を抱える相談にも対応できるよう関係機関連携を強化しながら、専門的な相談支援を実施し、重症化予防を図ります。	健康推進課 福祉課
40	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が地域で生活するために必要な支援を行うため、国が推進する精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築方針も踏まえ、保健、医療、福祉関係者が互いに連携しながら、地域における包括的なケアシステムの構築を目指します。	福祉課

（2）療育・教育体制の充実

【現状と課題】

特別な支援が必要な子ども及びその保護者に対して、乳幼児期から青年期までの長期的な視点をもちながら、できる限り早期に障がいを発見し、必要な療育・教育及び支援につなげることが重要です。保育園、幼稚園、認定こども園及び学校などと連携しながら、障がい特性に合った適切な支援を行うとともに生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

本市では、児童発達支援事業（早期療育教室：プレー教室、たんぽぽ教室、さくらんぼ教室、いちご教室、ことばの相談室）を実施し、子どもの成長発達を図るとともに、保護者への定期的な相談の実施、座談会及びペアレント・トレーニングの開催などにより、保護者支援を行っています。そのほか、「キッズ・サポート（園訪問相談）」や「保育所等訪問支援」による専門的な助言を通し、園の支援体制の強化を図っています。令和７（2025）年度はキッズ・サポートへの依頼が 65 件、訪問 21 園に及ぶなど、対応件数は増加傾向にあります。また、早期療育教室（たんぽぽ教室）で医療的ケア児の受入れを令和７（2025）年 10 月より開始したことや、特別支援学校への登校前支援の受入れの拡充を図るなど、支援が必要な児童に対する支援体制の整備を行っています。

【施策の方向】

- キッズ・サポートへの依頼件数の増加も踏まえ、できる限り早期に必要な療育・教育及び支援を開始し、一人ひとりの障がいの種別・程度、能力・適性などを考慮した保育・教育を行います。
- 身近な地域の障がい児支援の拠点として、障がいのある児童や家族への支援などを実施する児童発達支援センターの設置を検討します。
- 医療的ケアが必要な障がい児に対して、早期療育教室における受入れ状況も確認しながら、身近な地域で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育など関係機関と連携を図りながら体制整備を進めます。

【施策内容】

①療育体制の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
41	早期療育事業の推進	利用希望の増加も踏まえ、専門性を高めながら、発達に不安のある乳幼児及びその保護者が元気館で実施する療育教室を利用することにより、子どもの成長・促進を図るとともに、保護者が安心して子育てできるよう努めます。	保育課
42	療育専門機関などとの連携強化	医療機関の体制状況も踏まえながら、就学相談への協力や医療（リハビリテーション担当者や該当医師）との情報交換などにより、医療、教育などとの連携強化を図ります。	保育課
43	発達障がい児者へ	障がいのある児童を対象に、乳幼児期から学齢期、	保育課

	の支援体制の充実	青年期に至るまで切れ目ない支援を行う体制を関係機関や相談支援事業所などと連携して行います。	福祉課
44	支援が必要な児童に対する支援体制の整備	重症心身障がい児や医療的ケア児の支援においては、その人数やニーズの現状、支援体制について、柏崎刈羽地域自立支援協議会などを活用し、情報の把握と支援、受入れ体制の構築・強化などに努めます。	福祉課 子育て支援課 保育課 学校教育課

②保育・教育の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
45	園児・児童支援の充実	障がいのある乳幼児とその保護者支援の充実を図るため、園職員などへの研修を実施し、受入れ児童の特性に応じた配慮をしながら、障がいの理解と支援体制の向上を図ります。また、障がいのある園児・児童に対し、職員が必要な支援を提供し、保護者が安心して預けられるよう努めます。	子育て支援課 保育課
46	教育関係機関と連携した支援体制の充実	専門家チームによる幼稚園、保育園などへの訪問を充実させ、複数回の訪問相談にも対応しながら、相談支援体制が効率よく機能できるよう、関係機関との更なる連携に努めます。	保育課

③特別支援教育の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
47	教育体制の整備・充実	特別支援教育部会における適正な就学判断や支援を要する児童生徒の個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成とその活用を行います。また、各校の実践内容について研修や情報交換をし、適切な指導・支援につなげていきます。	学校教育課
48	教育関係機関と連携した教育相談の充実	相談員や臨床心理士による学校訪問や支援会議への出席などを通し、関係機関との連携を図り、対象を市内小中学生の家族に拡大しながら、児童生徒の状態や保護者の希望に応じた支援が行えるよう努めます。	学校教育課
49	卒業予定者の進路相談・支援の充実	関係機関と連携し、卒業予定者の進路相談と卒業に向けた支援の充実を図ります。	学校教育課

4　本人の意思を尊重した社会参加の促進

（1）雇用の促進・就労支援

【現状と課題】

障がいのある人の自己決定を尊重するため、意思決定を支援していく必要があります。

アンケート調査では、就労に不安を感じる人の割合が増加傾向にある中、本市では、就労支援事業所や相談支援事業所、「ハローワーク」や「障がい者就業・生活支援センター」などと情報共有や連携を図りながら、就労を希望する人に対して、本人の意向に沿った就労ができるよう一人ひとりの適性に応じた支援を行っています。

今後は、作業体験や能力向上のため、職場体験を受け入れてくれる事業所などの充実を図ることが必要です。また、令和６（2024）年の障害者雇用促進法の改正による法定雇用率の段階的引き上げも踏まえ、障がい者法定雇用率や障がい者雇用促進のための助成金などの周知に努めるとともに、事業主や同じ職場で働く人に対して理解を得るための啓発活動を充実させ、障がいのある人の職場定着の向上に努める必要があります。

【施策の方向】

- 就労に不安を感じる人の割合の増加傾向も踏まえ、障がい者雇用や雇用に関する助成制度について、ハローワークなどと連携し周知を行い、制度の利用促進を図り、障がい者雇用を推進します。
- 作業体験や能力向上、一般就労への意欲を高めるため、職場体験を受け入れてくれる事業所などを充実します。
- 一般就労への移行者数の増加傾向もある中、障がいのある人の適性・能力に応じた就労支援ができるよう、本人・関係機関で情報共有や連携に努めます。
- ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成という観点からも、障がい者の就労に向けた希望や特性に応じた職業紹介や定着支援に努めます。

【施策内容】

①障がい者雇用の促進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
50	障がい者雇用の理解促進	ハローワークなど関係機関との連携を図り、障がい者を雇用している企業への見学会の実施や、事業所の取組を促進する情報発信を行います。	福祉課 商業観光課 契約検査課
51	助成制度の周知と利用促進	ハローワークの協力を得ながら、障害者トライアル雇用助成金などの制度について、利用の促進及び周知を図ります。	商業観光課
52	障がい者の職員採用	ジョブコーチの活用なども行いながら、障がい者が活躍できる場を確保し、引き続き、障がい者雇用枠を設けた採用試験を行うほか、職場実習生の受入れやその後の正式雇用に取り組みます。	人事課

53	職場体験などの機会の拡充	市役所や関係機関などにおける職場体験の実習の場を拡充し、生徒の実情に応じた業務の切り出しを工夫するなど、社会参加、自立と就労に向けての必要な力を身に付ける機会を支援していきます。	福祉課

②就労に対する支援体制の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
54	切れ目ない就労・定着支援の充実	就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や、一般就労に向けた支援を行うとともに、関係機関と連携し、就労後の定着支援を図ります。	福祉課
55	職業訓練などの充実	ハローワークやテクノスクールと協力した職業訓練の推進を行うとともに、企業に対して障がい者活躍推進アドバイザーの利用を促します。	商業観光課
56	障害者優先調達推進法の積極的な取組	「柏崎市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を毎年度策定し、同方針に基づき、障がい者就労施設などからの物品や役務の調達を推進するとともに、福祉事業所合同販売会などの機会を通じて販路拡大につなげます。	福祉課 契約検査課
57	就労に関する相談支援体制の充実	障がいのある人の個々の特性に合った働き方や就労を支援するため、就労継続支援や就労移行支援などの福祉サービスの充実を図ります。あわせて、関係機関と連携し、個々の希望や適性に応じたきめ細やかな就労に関する相談支援の充実を図ります。	福祉課

（2）社会参加の促進

【現状と課題】

本市では、イベントなどの開催において、障がいのある人などにも配慮した会場整備や運営を行っています。一方で、アンケート調査結果では、輸送手段の確保などがイベント参加に当たっての課題として挙がっています。

また、障がいのある人の障がい特性に応じたコミュニケーション手段の確保に努めるとともに、アクセシビリティやユニバーサルデザインの重要性や必要性に対して、理解を一層促進していく必要があります。

【施策の方向】

・スポーツ・文化芸術活動などへ参加することにより、自立と社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、障がいのある人が生きがいのある豊かな生活が送れるよう推進します。

・誰もが安定的に情報を入手でき、幅広い人たちとの多様なコミュニケーションを行うことができるよう、ウェブアクセシビリティを推進します。
・障がいのある人の意思決定を支援するため、コミュニケーション手段の確保、手話通訳者及び要約筆記者の派遣などを行います。

【施策内容】

①スポーツ・文化芸術活動などの振興

NO	具体的な施策	概要	担当所管
58	障がい者スポーツなどの振興	柏崎市スポーツ推進委員協議会と連携し、障がい者スポーツ教室の開催や福祉団体が実施する各種スポーツ行事の支援、パラスポーツ観戦・体験・講習イベントなどを通じて、障がいのある人が参加しやすい取組を推進します。	スポーツ振興課 福祉課
59	文化芸術活動などの開催及び参加促進	障がいのある人にも配慮した会場整備や運営を行うとともに、生涯にわたり文化芸術活動などを楽しむことができる機会の充実を図ります。	文化・生涯学習課 博物館

②情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援

NO	具体的な施策	概要	担当所管
60	市ホームページのアクセシビリティの推進	誰もが安定的に情報を入手でき、わかりやすく、利用しやすいホームページとするため、ＪＩＳ規格に対応することを目標とし、アクセシビリティやユニバーサルデザインの確保と向上に努めます。また、それらに対する理解促進に取り組むため、定期的に職員研修を行います。	元気発信課
61	日常生活用具における情報・通信支援用具などの充実	聴覚障がい者や視覚障がい者のコミュニケーション手段が確保されるよう情報・通信支援などの用具を充実させ、給付基準額の見直しも行いながら、助成を行います。	福祉課

（3）障害者差別解消法及び権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人が、一人の市民として、地域におけるさまざまな意思決定に参画することができるよう、必要かつ合理的な配慮が行われる必要があります。令和６（2024）年４月施行の改正障害者差別解消法により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことも踏まえ、より一層の周知、啓発を行う必要があります。市の窓口などにおいて、障がいのある人に対する適切な配慮を行うため、職員研修を実施するとともに、障がい者虐待防止相談窓口を設置し、虐待事案に対して、迅速な初期対応や継続的な支援を行っています。

今後は、障がいのある人が「親亡き後」でも安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の更なる普及を図るとともに、新たな担い手となる人材の確保も課題となっており、長期間にわたり安定的に法人後見を担うことができる法人を確保する必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある人が地域生活を送る上で、判断やコミュニケーションが難しいことにより、財産管理や制度、サービスの利用などで生活上さまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、障がいのある人の権利や財産などを守るための権利擁護を推進します。
- 改正障害者差別解消法による合理的配慮の義務化を踏まえ、事業者への周知を強化します。
- 虐待事案に対する通報や相談に応じ、迅速かつ適切に対応します。

【施策内容】

①成年後見制度の利用促進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
62	成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用手続に係る相談や支援、研修会及び相談会の開催により制度の啓発、広報を行うとともに、身寄りのない人の支援に関する関係機関との連携も進めながら、利用の促進を図ります。	福祉課
63	成年後見制度法人後見支援事業の推進	市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、新たな担い手となる人材の確保にも取り組みながら、業務を適正に行うことができる法人を確保します。	福祉課
64	日常生活自立支援事業の利用促進	柏崎市社会福祉協議会へ委託している日常生活自立支援事業により、自立した生活を送ることができるよう努めます。	福祉課

②障がい者虐待防止の取組の推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
65	障がい者虐待防止の取組の推進	障がい者虐待の早期発見・防止に向けた周知・啓発を推進するとともに、通報や相談に対して迅速な対応と適切な支援を行い、虐待防止の取組を進めます。	福祉課

③障がいを理由とする差別解消の推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
66	障がい者差別に関	障がいを理由とする差別に対する相談窓口を周知	福祉課

	する相談体制の整備	し、障がい者差別に関する相談や紛争解決などに対応します。	
67	障がい者差別解消に向けた取組	改正障害者差別解消法による合理的配慮の義務化の趣旨も踏まえ、あらゆる年齢層に対して、心のバリアフリーの実現に向けた取組を行うとともに、全ての小中学校で人権教育などを通じて理解促進を図り、障がいのある人の人権尊重が当たり前のこととして受け入れられる地域社会づくりに努めます。	福祉課 学校教育課

5　障がい福祉を支える基盤の強化

（1）福祉を支える人づくり

【現状と課題】

人口減少、少子高齢化及び労働力不足により、福祉職員の人材確保は急務となっています。令和７（2025）年度に実施した障がい福祉サービス事業所調査でも「深刻な人材不足」が最大の課題として挙げられており、安定した障がい福祉サービスを提供するためには、職員の人材確保及び職場定着が重要な課題となっています。また、多様化するニーズに対応するため、ボランティアなどの人材確保・育成も重要です。

柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会においては、地域課題の解決に向けた取組を推進する中で、関係機関と連携し、福祉サービスの質の向上を図っています。

【施策の方向】

- 事業所調査でも「深刻な人材不足」が最大の課題とされていることを踏まえ、障がいのある人にとって日常生活に不可欠な障がい福祉サービスを安定的に提供できるよう、福祉職員の人材確保及び職場定着支援に取り組みます。
- ボランティアなど地域住民の幅広い支えが不可欠であることから、学校での継続的な福祉教育の実施も含め、社会福祉協議会などと連携し、ボランティア活動への支援・育成に努めます。
- 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会における事例検討や地域課題の共有を通じて、関係機関のネットワーク強化と支援スキルの向上を図ります。

【施策内容】

①福祉人材の確保・定着・育成

NO	具体的な施策	概要	担当所管
68	福祉人材の充実	手話奉仕員養成研修、要約筆記奉仕員養成研修、点訳・音訳奉仕員養成研修などの事業を実施し、担い手の高齢化も見据えながら、専門的知識の習得と人材の確保に努めます。	福祉課
69	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会におけるネットワーク強化と支援スキルの向上	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会における事例検討や地域課題の共有を通じて、関係機関のネットワーク強化と支援スキルの向上を図ります。	福祉課
70	ボランティア活動への支援・育成	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターなどの関係機関と連携し、学校での継続的な福祉教育の実施に取り組みながら、ボランティア活動への支援・育成に努めます。	福祉課

71	福祉職員人材確保・職場定着の支援	障がいのある人が住み慣れた地域で安定的に障がい福祉サービスが受けられるよう、福祉職員の人材確保及び職場定着の支援に取り組みます。	福祉課

第２編　第８期柏崎市障がい福祉計画
第４期柏崎市障がい児福祉計画

第２編は掲載イメージとして
前期（現計画）データを貼りつけております。

第１章　基本目標・成果目標

１　基本目標

柏崎市第五次総合計画では、健康・福祉分野の基本方針「『健やかさ』をつなぐまちをめざして」の下に、施策の方針として「誰もが安心できる『健やかな』暮らしをつくる」、主要施策として「障がいがあっても、自分らしく暮らせる環境を充実させる」を掲げ、計画を推進しています。

本計画では、「柏崎市第五次総合計画」並びに「第三次柏崎市地域福祉計画」との整合を図りながら、障害者総合支援法*及び児童福祉法*の趣旨や国の基本的な指針に基づき、「互いに人格と個性を尊重し、共に暮らす柏崎」を基本理念とし、次のとおり第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の基本目標を定めます。

基本目標1	**障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援**
	障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域の中で共に支え合う「共生社会」を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援などの提供体制の整備を進めます。

基本目標2	**障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施**
	障がい福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病*患者、障がい児です。 障がい種別や地域間でサービスに格差が生じないように障がい福祉サービスの充実を図るとともに、難病患者などや精神障がい者に含まれる発達障がい*者及び高次脳機能障がい*者に対して、制度の周知を図ります。

基本目標3	**入所などから地域生活への移行、地域生活の定着支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備**
	障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行及び定着支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指して、地域の社会資源を最大限に活用し、地域生活支援の拠点等の提供体制の整備を進めます。 また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるため、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取組の推進が必要であり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

基本目標4	**地域共生社会*の実現に向けた取組**
	地域の全ての住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保などに係る取組を進めます。 また、人工呼吸器を装着している障がいのある児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある児童が保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を進めます。

基本目標5	**障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援**
	障がいのある児童及びその家族に対し、できる限り早期に障がいを発見し身近な地域で支援できるように、障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援などの充実を図るとともに、地域支援体制の構築を進めます。 また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を進めます。

基本目標6	**障がい福祉人材の確保**
	障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービスを提供し、障がい福祉事業を実施していくためには提供体制の確保と併せて、それを担う人材を確保していく必要があることから、障がい福祉サービス事業所と行政が一体となった取組を進めます。

基本目標7	**障がいのある人の社会参加を支える取組**
	地域における社会参加を促進するため、障がいのある人の多様なニーズを踏まえた支援を行います。また、障がいのある人が文化芸術活動などを通じ、個性と能力の発揮や社会参加を促進します。

2　成果目標

障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨や国の指針に基づき、市として障がいのある人などの地域生活を支援するためのサービス基盤整備などに係る令和８（2026）年度末までの目標を設定しました。

障がいのある人の自立支援の観点から、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業及び障がい児通所支援などの提供体制を確保するため、国の基本的な指針に基づき、次に掲げる６つの項目、17 の成果目標を設定し、障がい福祉サービスなどの充実及び施策の推進を図ります。

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

①施設入所者の地域生活への移行

【第６期障がい福祉計画の目標値と実績】

施設入所者の地域生活への移行について、国では、令和元（2019）年度末の入所者数から６%以上をグループホームなど地域生活への移行を目指すという方針でした。本市では、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数は 113 人であったため、過去の推移から６%に当たる７人の地域移行を目指しましたが、施設入所者の重度化・高齢化により地域移行を希望される方は少なく、グループホームへの１人の移行となりました。

目標値：施設入所者の地域生活への移行	
令和５（2023）年度目標	令和４（2022）年度までの実績
７人（6.2%）	１人（0.9%）

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	令和８（2026）年度末時点で、令和４（2022）年度末の施設入所者数の６%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
市の考え方	施設入所の利用ニーズが高いことから、令和５（2023）年３月末の施設入所者（109 人）の2%に当たる 2 人を地域生活に移行するものと設定します。

成果目標	令和８（2026）年度目標
施設入所者の地域生活への移行	２人

②施設入所者の削減

【第６期障がい福祉計画の目標値と実績】

施設入所者の削減について、国では、令和元（2019）年度末の入所者数から 1.6%以上を削減するという方針でした。本市では、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数は 113 人で、目標年度末の施設

入所者数を待機者などの地域ニーズから同数である 113 人と設定しましたが、地域移行による減少に加え、入所施設の職員不足などの理由により新規入所が進まず４人減少しました。

目標値：施設入所者の削減	
令和５（2023）年度目標	令和４（2022）年度までの実績
施設入所者数 113 人	施設入所者数 109 人

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	令和８（2026）年度末時点で、令和４（2022）年度末の施設入所者数を５%以上削減することを基本とする。
市の考え方	令和２（2020）年４月から令和５（2023）年３月までの３年間に３人削減されました。施設入所の希望者が多く、ニーズが高いことから、令和８（2026）年度末の施設入所者数は令和４（2022）年度末と同数である 109 人を設定します。

成果目標	令和８（2026）年度目標
施設入所者の削減	施設入所者数 109 人

（２）地域生活支援拠点等*が有する機能の充実

①地域生活支援の充実に関する目標

【第６期障がい福祉計画の目標値と実績】

国は、障がいのある人の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点等の整備を行うという方針を示し、本市では、令和３（2021）年度に地域生活支援拠点等を面的整備しました。

目標値：地域生活支援拠点の整備	
令和５（2023）年度目標	令和４（2022）年度までの実績
地域生活支援拠点等を１か所設定する	令和３（2021）年度に面的整備として運用を開始し、10 法人 24 事業所が登録

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	令和８（2026）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とする。

市の考え方	地域生活支援拠点等については、地域全体で支える面的整備により「緊急時の受入れ対応」「24 時間の相談体制」機能から開始しました。柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会*において、年１回以上の検証及び機能充実についての検討の場を設定します。

成果目標	令和８（2026）年度目標
地域生活支援拠点等の確保	地域生活支援拠点等の登録事業所数の増加

成果目標	令和８（2026）年度目標
地域生活支援拠点等の年１回以上の検証及び検討の実施	年１回以上の運用状況の検証を踏まえ、機能充実に向けての検討を年３回以上実施

②強度行動障がいを有する者への支援体制の充実について

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	令和８（2026）年度末までに強度行動障がいを有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

市の考え方	強度行動障がいを有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制整備を進めます。

成果目標	令和８（2026）年度目標
強度行動障がいを有する者の支援体制の強化	強度行動障がいを有する者の状況把握及び支援体制整備の推進

（３）福祉施設から一般就労への移行など

①福祉施設から一般就労への移行

【第６期障がい福祉計画の目標値と実績】

福祉施設から一般就労への移行について、国では、令和元（2019）年度の実績の 1.27 倍以上の移行を目指すという方針でした。本市では、令和元（2019）年度の実績が８人であったことから、今後の就労移行者の伸びを見込み、15 人を目指しましたが、毎年度目標に達することはできませんでした。

目標値：福祉施設から一般就労への移行	
令和５（2023）年度目標	令和４（2022）年度までの実績
令和５（2023）年度末において福祉施設を退所し、一般就労する人の数を 13 人以上（1.5 倍）にする。	令和２（2020）年度：９人 令和３（2021）年度：６人 令和４（2022）年度：８人

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	・就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和８（2026）年度中に令和３（2021）年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。 ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。

市の考え方	令和３（2021）年度における福祉施設から一般就労への移行者は、６人でした。市内事業所への調査から令和８（2026）年度における移行者を令和３（2021）年度の 2.5 倍に当たる 15 人以上で設定します。

成果目標	令和８（2026）年度目標
福祉施設から一般就労への移行者	15 人以上（2 倍）

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	就労移行支援事業を通じて、令和８（2026）年度中に一般就労に移行する者を令和３（2021）年度の移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。

市の考え方	令和３（2021）年度における就労移行支援事業を通じて一般就労への移行者は、６人でした。市内事業所への調査から令和８（2026）年度における移行者を令和３（2021）年度の 1.5 倍に当たる９人以上で設定します。

成果目標	令和８（2026）年度目標
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者	９人以上（1.5 倍）

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	就労継続支援Ａ型事業を通じて、令和８（2026）年度中に一般就労に移行する者を令和３（2021）年度の移行実績の 1.29 倍以上とすることを目指す。

市の考え方	令和３（2021）年度における就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労への移行者は、０人でした。市内事業所への調査から令和８（2026）年度における移行者を２人以上で設定します。

成果目標	令和８（2026）年度目標
就労継続支援Ａ型事業を通じた一般就労への移行者	２人以上

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	就労継続支援Ｂ型事業を通じて、令和８（2026）年度中に一般就労に移行する者を令和３（2021）年度の移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
市の考え方	令和３（2021）年度における就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労への移行者は、１人でした。市内事業所への調査から令和８（2026）年度における移行者を令和３（2021）年度の４倍に当たる４人以上で設定します。

成果目標	令和８（2026）年度目標
就労継続支援Ｂ型事業を通じた一般就労への移行者	４人以上

②就労定着支援事業の利用者数

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	就労定着支援事業の利用者数は、令和８（2026）年度末の利用者数を令和３（2021）年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
市の考え方	令和３（2021）年度における就労定着支援の利用実績は５人でした。市内事業所への調査から、令和８（2026）年度における移行者を令和３（2021）年度の 1.6 倍に当たる８人以上で設定します。

成果目標	令和８（2026）年度目標
就労移行支援事業などを通じた一般就労者の就労定着支援事業利用者数	８人以上（1.6 倍）

③就労定着支援事業利用による職場定着率

【第６期障がい福祉計画の目標値と実績】

就労定着支援事業利用による支援開始から１年後の職場定着率について、国では、70%以上という方針でした。本市では、これまでの実績から 100%を目標に設定し、令和４（2022）年度に達成しました。

目標値：就労定着支援事業利用による職場定着率	
令和５（2023）年度目標	令和４（2022）年度までの実績
就労定着支援事業所のうち、職場定着率が８割以上の事業所の割合を 10 割とする。	令和３（2021）年度：95% 令和４（2022）年度：100%

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	就労定着率については、令和８（2026）年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

市の考え方	就労定着支援事業を行っている全ての事業所が、就労定着率が８割以上と設定します。

成果目標	令和８（2026）年度目標
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所の割合	10 割

「就労選択支援事業所の設置及び利用促進」について新たに追加する可能性があります。

（４）障がい児支援の提供体制の整備等

①障がい児支援の提供体制（Ⅰ）

【第６期障がい福祉計画の目標値と実績】

障がい児支援の提供体制について、国では、令和５（2023）年度末までに児童発達支援センター１か所の整備を目指すという方針でした。本市では、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の子ども部会において現状の整理・協議を行い、児童発達支援センターに求められている機能や役割の多くは元気館で既に実施しているものの、１か所整備という目標に達することはできませんでした。

目標値：障がい児支援の提供体制（Ⅰ）	
令和５（2023）年度目標	令和４（2022）年度までの実績
児童発達支援センターを１か所整備	「児童発達支援センター」機能についての確認及び設置についての協議を実施

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和８（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。

市の考え方	障がい児が必要な支援を受けることができるよう、現状機能の充実・拡大についての検討及び１か所整備に向けて課題整理並びに検討を継続していくこととし設定します。

成果目標	令和８（2026）年度目標
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを１か所整備

②障がい児支援の提供体制（Ⅱ）

【第６期障がい福祉計画の目標値と実績】

保育所等訪問支援の利用体制について、国では、令和５（2023）年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指すという方針でした。本市では、１か所で支援を実施してきました。

目標値：障がい児支援の提供体制（Ⅱ）	
令和５（2023）年度目標	令和４（2022）年度までの実績
保育所等訪問支援を１か所以上整備	保育所等訪問支援を１か所で実施

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等を活用しながら、令和８（2026）年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
市の考え方	障がい児が必要な支援を受けることができるよう、保育所等訪問支援を利用できる体制を１か所以上と設定します。

成果目標	令和８（2026）年度目標
保育所等訪問支援の提供体制	保育所等訪問支援を１か所以上整備

③障がい児支援の提供体制（Ⅲ）

「インクルージョン推進の協議の場の設置」について新たに追加する可能性があります。

【第６期障がい福祉計画の目標値と実績】

主に重症心身障がい児*を支援する児童発達支
国では、令和５（2023）年度末までに１か所以上確
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを２か所で整備し支援を実施してきました。

目標値：障がい児支援の提供体制（Ⅲ）	
令和５（2023）年度目標	令和４（2022）年度までの実績
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所を２か所確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所をそれぞれ２か所確保

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	令和８（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。

市の考え方	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを２か所以上と設定しました。

成果目標	令和８（2026）年度目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスをそれぞれ２か所以上確保

④医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置

【第６期障がい福祉計画の目標値と実績】

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、国では、令和５（2023）年度末までに、各市町村又は圏域に保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関による協議の場を設置し、コーディネーターを配置するという方針でした。本市では、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の子ども部会において医療的ケア児の情報と事例の共有を行ってきました。

目標値：医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	
令和５（2023）年度目標	令和４（2022）年度までの実績
医療的ケア児等に関する体制整備の協議及びコーディネーターの配置	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の子ども部会において医療的ケア児の情報と事例の共有などを実施

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	令和８（2026）年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

市の考え方	医療的ケア児等に関する体制整備の協議を行うとともに、コーディネーターの配置を設定しました。

成果目標	令和８（2026）年度目標
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児等に関する支援体制の整備及びコーディネーター1 人配置

（５）相談支援体制の充実・強化など

「障がい児等への伴走的な相談支援体制の確保」について新たに追加する可能性があります。

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児

国の指針	・令和８（2026）年度末までに 域の相談支援体制の強化及び関係機関 くりの役割を担う基幹相談支援センター*を設置（複数市町村のよる共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行うとともに、これからの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

市の考え方	障がいのある人が自らの意思で暮らし方を決定するための多様なニーズに対応できるよう（基幹相談支援センターの有無によらず）総合的・専門的機能を高め、相談支援体制の強化・充実を図ります。

成果目標	令和８（2026）年度目標
相談支援体制の充実・強化など	相談支援体制及び連携の強化、人材育成等をはじめとした総合的な底上げの取組の実施

（６）障がい福祉サービス等の質の向上を図る

「望まないセルフプランの解消」について新たに追加する可能性があります。

【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉

国の指針	令和８（2026）年度末までに、都道 質向上を図るための取組みに係る体制を構築する

市の考え方	障害者総合支援法及び児童福祉法の具体的内容の理解を促進する観点から、県や市が実施する研修への積極的な参加を呼びかけます。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有することにより、市及び事業所の事務負担を軽減し、障がい福祉サービス提供体制の強化及び質の向上を図ります。

成果目標	令和８（2026）年度目標
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組	市職員の障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加及び障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などにより、事務負担の軽減及び障がい福祉サービス等の質の向上を図るための体制構築

（６）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	令和５（2023）年度末までに、都道府県及び市町村において、障がい福祉サービスの質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

市の考え方	障害者総合支援法の具体的内容を理解及び促進する観点から、県や市が実施する研修への積極的な参加並びに障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図り、市及び事業所の事務負担軽減により、障がい福祉サービス提供の質の向上を図ることを設定しました。

成果目標⑯	令和５（2023）年度目標
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組	市職員の障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加及び障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などによる障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の体制構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」として、「保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催」について新たに追加する可能性があります。

「障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」として、「生産性向上に向けた取組の促進」について新たに追加する可能性があります。

第２章　障がい福祉サービス等の利用実績・見込量確保のための方策及び活動指標

障がいのある人が住み慣れた地域において必要な支援が受けられるよう、障がい福祉サービスなどの提供体制を確保するため、これまでのサービス利用実績、障がいのある人へのアンケート及びサービス事業所の事業計画などを参考に、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障がい児通所支援などの見込量とそれを確保するための方策を掲げます。

・令和５（2023）年度実績は、見込の数値です。
・単位の「人日」は、１か月当たりの延べ利用日数です。

１　障がい福祉サービス

（１）訪問系サービス

①サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護 （ホームヘルプ）	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、介護や家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障がい・精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事などの介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。

②サービスの利用実績及び見込量

単位：１か月当たりの延べ利用時間及び実利用人数

サービス名		実績			見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
居宅介護	時間	1,032	1,071	1,065	1,070	1,070	1,070
	人	87	84	80	100	100	100
重度訪問介護	時間	240	744	765	1,000	1,100	1,100
	人	2	2	2	4	5	5
行動援護	時間	267	315	299	350	400	450
	人	12	14	12	15	16	18
同行援護	時間	123	114	116	150	150	150
	人	14	13	11	15	15	15
重度障がい者等包括支援	時間	0	0	0	180	180	180
	人	0	0	0	1	1	1

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

訪問系サービスの状況をみると、居宅介護、行動援護、同行援護の利用時間数、利用人数は横ばいの状況になっていますが、障がいのある人の地域生活を支えるサービスとして欠かせないことや障がいのある人へのアンケートから、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

重度訪問介護は令和３（2021）年度より在宅の重度障がいのある人が夜間も含めた利用を開始したことから、利用時間が急激に増加しています。夜間対応ができる事業所が市内にないため、他市事業所がサービス提供している状況です。

また、相談支援事業の充実を図りながら、障がいのある人が必要としているサービスを的確に把握し、提供を実施します。さらに、障がい福祉サービス事業所へ同行援護などの従事者要件である研修制度などの周知を図り、人材確保の支援とサービスの質の向上に働きかけを行います。

（2）日中活動系サービス

①サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入浴・排せつ・食事の介護など、必要な日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 （機能訓練）	身体障がい者や難病患者に対して、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活などに関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がい者や精神障がい者に対して、入浴、排せつ、食事など自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談や助言などの支援を行います。
就労選択支援	障がい者の希望や能力、就労に必要な配慮について、障がい者本人と支援者が一緒に整理・評価を行い、一般就労や適切な就労系障がい福祉サービスにつなげます。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 （Ａ型）	企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労継続支援 （Ｂ型）	企業などに雇用されることが困難な就労を経験した障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅などへの訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言などを行います。
療養介護	病院での医療的ケアを必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に対して、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場合などに、障がい者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

単位：１か月当たりの延べ利用日数及び利用実人数

サービス名		実績			見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
生活介護	人日	3,807	3,750	3,813	3,900	3,900	3,900
	人	201	198	198	200	200	200
自立訓練（機能訓練）	人日	21	37	34	35	25	25
	人	2	4	3	3	3	3
自立訓練（生活訓練・日中）	人日	101	119	159	120	130	150
	人	6	10	12	10	11	13
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	145	173	110	150	160	170
	人	5	6	4	6	6	7
就労選択支援	人	―	―	―	―	15	30
就労移行支援	人日	160	242	260	250	250	250
	人	9	15	15	15	15	15
就労継続支援（Ａ型）	人日	271	255	275	400	450	500
	人	14	14	14	20	22	25
就労継続支援（Ｂ型）	人日	3,254	3,151	3,528	3,680	3,840	3,840
	人	207	207	220	230	240	240
就労定着支援	人	11	10	11	12	13	15
療養介護	人	54	55	56	55	56	58
短期入所（福祉型）	人日	134	34	92	100	150	200
	人	4	5	10	25	30	35
短期入所（医療型）	人日	32	34	32	30	36	40
	人	4	5	5	6	6	6

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

日中活動系サービスの状況をみると、就労継続支援（Ｂ型）は、利用人数、利用延べ日数とも増加しております。自立訓練（生活訓練・日中）や就労移行支援の利用人数・利用延べ日数は年々増加傾向にあります。他サービスにおいては、利用延べ日数は減少しているものの利用人数は横ばいの状況になっており、複数の日中活動系事業所を併用して利用する方が徐々に増加しています。

日中活動系サービスは、障がいのある人が住み慣れた地域において自立した社会生活及び日常生活を送るための日中の活動の場として重要なサービスです。障がいのある人や介護を行う人の高齢化などにより、利用の増加が見込まれます。障がいのある人が必要とするサービスについて、障がい福祉サービス事業

所や関係機関との情報共有を行い、適切なサービスの提供体制の維持及び拡充を図ります。

就労支援サービスである就労移行支援及び就労継続支援Ａ型・Ｂ型は、サービス事業所、市、ハローワーク、特別支援学校*などと連携し、障がいのある人の就労に向けた支援を継続していきます。特に就労継続支援Ａ型・Ｂ型は、今後も利用のニーズが高いことから、サービス内容の充実に向けた取組を進めます。さらに、就労定着支援のサービスにより、就労後の不安軽減などのサポートを行い就労の継続を支援します。

短期入所について、障がいのある人へのアンケート調査においても今後利用したいとのニーズが高いですが、事業所の人材不足で受入れが困難な状況にあるため、障がいのある人の日常生活支援と家族の介護負担軽減及びニーズに沿うことができるよう、障がい福祉サービス事業所と人材確保の方策も含めて協議・支援を行います。

（3）居住系サービス

①サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

単位：１か月当たりの利用実人数

サービス名		実績			見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
自立生活援助	人	0	0	0	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人	89	86	90	88	90	90
施設入所支援	人	112	111	108	109	109	109

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある人の日常生活を支えるサービスとして将来的な利用希望者が多いものの、建物や障がい特性などによるマッチングがうまくいかず、利用につながらないケースが多くあります。増設については、施設の建設や取得が必要となることから、障が

い福祉サービス事業所に対し、補助金制度の活用についての情報提供を的確に行い、施設整備の促進を図ります。

施設入所支援を利用する障がいのある人が、自立した日常生活を営めるよう、福祉職員の人材確保などについて、障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所*と連携しながら、一人でも多く地域へ移行できるように支援体制を整備します。

（4）相談支援

①サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がいのある人に対して、サービス等利用計画の作成などを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院などからの退所・退院に当たって、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身などで生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

単位：１か月当たりの利用実人数

サービス名		実績			見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
計画相談支援	人	154	152	162	170	175	180
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	34	25	22	25	25	25

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

計画相談支援については、福祉サービスなどの利用の増加に伴い増加しています。

相談支援のサービスでは、障がいのある人の高齢化・ケースの複雑化などにより、モニタリングが頻回に行われるケースが増えています。

障がいのある人に必要としているサービスの提供と本人の意向に沿った支援が行えるよう、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会を中心とした相談支援事業所*、関係機関などのネットワーク強化を図り、地域の相談支援体制の充実を進めます。また、多様化・複雑化した相談内容に対応する包括的な相談支援体制の構築を進めます。

2　障がい児支援

①サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休みなどの長期休暇中、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法などの指導などを行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障がい児に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

単位：１か月当たりの延べ利用日数及び利用実人数

サービス名		実績			見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
児童発達支援	人日	178	188	173	200	205	210
	人	95	96	88	100	105	110
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	1	1	1
	人	0	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日	535	523	596	770	840	880
	人	46	48	53	55	60	65
保育所等訪問支援	人日	1	0	1	2	2	2
	人	1	0	1	1	1	1
障がい児相談支援	人	38	37	57	40	40	40
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1	1	1

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

障がい児支援については、放課後等デイサービス、児童発達支援及び保育所等訪問支援ともに利用人数はほぼ横ばいの状況です。

共働きの家庭が増え、放課後や長期休暇時に安心・安全な預かりの場として非常にニーズが高い放課後等デイサービスについて、見込量を確保するため、受入れ場所・体制などさまざまな視点からの検討を柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会などで行います。

また、児童発達支援及び放課後等デイサービスは、医療的ケア児をはじめとした利用者個々のニーズに応じて利用場所を選択できるよう体制の整備に取り組みます。

併せて、発達障がい児の関係団体、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所*、医療関係者及び教育関係者などの関係機関と連携して、障がい児支援の提供体制の整備を図り、障がい児支援及び保護者の負担軽減を図ります。

3　地域生活支援事業

（1）理解促進研修・啓発事業

①サービスの概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して、障がいのある人などに対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

種類	単位	実績			見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

障がいのある人の理解促進のため、市ホームページや障がい者週間において広報活動を実施しました。引き続き、市や柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による研修会、イベントなどの開催により広報活動を行い、障がいや障がいのある人の理解の促進を図るとともに、障がいのある人に対する情報伝達の重要性について啓発を行います。

（2）自発的活動支援事業

①サービスの概要

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対して支援を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

種類	単位	実績			見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

障がいのある人が、自発的に活動している団体を支援するため、柏崎市身体障害者福祉協会に補助金を交付し、社会参加の促進、会員同士の情報交換や福祉制度の周知を行っています。引き続き、支援を継続し、障がいのある人の社会参加を促します。

（3）障がい者相談支援事業

①サービスの概要

サービス名	内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人などの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

種類	単位	実績			見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
障がい者相談支援事業	実施見込箇所数	５	５	５	５	５	５
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	－	－	－	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

地域で暮らす障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障がい福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などを行っています。

障がいのある人へのアンケート調査において、相談支援事業所について知らないが半数以上となっており、今後も障がい者相談支援事業の周知を行い、相談支援事業の利用促進を図ります。また、多様化・複雑化した相談内容に対応する包括的な相談支援体制の構築を検討するとともに、相談対応に当たっては、障がいの種類・程度に応じて情報の提供方法に配慮します。

（4）成年後見制度利用支援事業

①サービスの概要

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいがあり、判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用支援と制度利用に係る費用について助成します。

②サービスの利用実績及び見込量

種類	単位	実績			見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	６	４	６	８	８	８

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

柏崎市社会福祉協議会に委託し、成年後見制度の相談や利用支援を行っています。また、制度利用に要する経費や後見人などの報酬を助成しています。利用者は年々増加傾向にあり、引き続き障がい者相談支援事業や日常生活自立支援事業*などを実施している事業所と連携して、成年後見制度の利用が必要な方の支援を行います。

（5）成年後見制度法人後見支援事業

①サービスの概要

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。

②サービスの利用実績及び見込量

種類	単位	実績			見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

柏崎市社会福祉協議会に委託し、市民後見人*養成講座を実施しています。引き続き市民後見人を育成し、法人後見実施団体において、職員と共に成年被後見人等を支援する「法人後見支援員」として活用する事業を支援していきます。

（6）意思疎通支援事業

①サービスの概要

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚障がいのある人へ手話通訳者（手話奉仕員）や要約筆記奉仕員を派遣します。

②サービスの利用実績及び見込量

種類	単位	実績			見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者*派遣事業	年間実利用者数	14	9	14	10	10	10

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

聴覚障がいのある人へ手話通訳者（手話奉仕員）や要約筆記奉仕員を派遣しています。

今後も制度の周知を行うとともに、学校行事や通院時の意思疎通支援を実施します。

（7）日常生活用具*給付等事業

①サービスの概要

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に対し、自立支援用具等日常生活用具の給付を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

種類	年間給付件数					
	実績			見込量		
	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
介護訓練支援用具	13	4	3	5	5	5
自立生活支援用具	12	10	20	19	19	19
在宅療養等支援用具	12	12	7	16	16	16
情報・意思疎通支援用具	26	18	29	24	24	24
排せつ管理支援用具	1,768	1,812	1,792	2,000	2,000	2,100
住宅改修費	1	5	2	1	1	1

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

重度の障がいのある人に自立した生活を営むために必要な購入代金を公費で援助しています。今後も、障がいのある人のニーズや実態に即した給付品目について検討します。

（8）手話奉仕員養成研修事業

①サービスの概要

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	日常会話などを行うのに必要な手話表現技術などを習得した手話奉仕員の養成を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

種類	年間実利用者数			実養成講習修了見込者数		
	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
手話奉仕員養成研修事業	2	0	6	0	5	0

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

手話奉仕員養成講座や手話奉仕員フォローアップ研修を実施し、奉仕員の確保を行っています。今後も制度の周知を行い、受講者を増やし、意思疎通支援の体制を整備します。

（9）移動支援事業

①サービスの概要

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に外出のための支援を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

		実績			見込量		
		令和３(2021)年度	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度
移動支援事業	１年当たりの延べ利用時間	2,109	1,867	1,378	2,000	2,200	2,500
	１年当たりの実利用人数	30	31	37	48	50	55

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

新型コロナウイルス感染症*の影響で１年当たりの延べ利用時間、実利用人数ともに減少していましたが、徐々に増加しています。障がいのある人へのアンケート調査において現在利用はしていないが、今後利用したいというニーズが多くあり、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

（10）地域活動支援センター

①サービスの概要

サービス名	内容
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センターの機能を充実強化します。

②サービスの利用実績及び見込量

		実績			見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
地域活動支援センター	実施箇所数	3	3	3	4	4	4
	１年当たりの実利用人数	59	60	46	65	65	65

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行っています。今後も障がいのある人の地域活動の支援及び社会との交流の場として、地域活動支援センターの支援体制の充実に向けた取組を進めます。

（11）訪問入浴サービス事業

①サービスの概要

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	自力で入浴が困難な障がいのある人に訪問入浴車を派遣して、自宅での入浴の介助を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

		実績			見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
訪問入浴サービス事業	１年当たりの実施回数	229	225	143	230	230	230
	１年当たりの実利用人数	2	2	2	2	2	2

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

訪問入浴サービス事業は、１年当たりの利用人数は横ばいですが、実施回数は微増傾向にあります。通所が困難な障がいのある人の健康維持及び気分転換、介護者の負担軽減を図るためサービスの提供体制を維持します。また、サービス内容の周知を行い、利用の促進を図ります。

（12）日中一時支援事業

①サービスの概要

サービス名	内容
日中一時支援事業	一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、家族の就労支援や介護者が不在の場合の支援を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

		実績			見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
日中一時支援事業	１年当たりの延べ利用回数	6,412	6,533	4,781	7,250	7,500	7,500

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

日中一時支援事業は、施設で日帰りの「日中短期入所」、高校生以下の児童・生徒の放課後支援を行う「学齢期障がい児支援」、社会に適応するための訓練を行う「社会適応訓練」の３つの類型で実施しています。

長期休暇の際に、中高生が日中一時支援を利用し、障がい福祉サービス事業所を体験利用するなど利用の機会が増えています。

今後も多様なニーズに対応したサービスの提供体制の確保に取り組みます。

（13）社会参加支援事業

①サービスの概要

サービス名	内容
社会参加支援事業	レクリエーション事業による余暇活動などの支援や点訳・音訳による情報提供などにより障がいのある人の社会参加を支援します。

②サービスの利用実績及び見込量

		実績			見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	年間実施回数	1	1	1	1	1	1
点字・声の広報等発行事業	年間利用実人数	34	32	32	32	32	32
奉仕員養成研修事業（点訳・音訳・要約筆記）	年間実利用者数	23	11	8	10	10	10

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

スポーツ・レクリエーション教室は、障がいのある人でも気軽に参加できるよう、種目や運営方法を工夫して実施しています。引き続き、スポーツ関係団体などと協力し、事業の周知を行うことにより参加の促進を図ります。

点字・声の広報などの発行により市の情報伝達に取り組むとともに、防災・防犯及び緊急時における障がいのある人に対する情報伝達の仕組みや体制整備の充実について検討します。

点訳・音訳及び要約筆記奉仕員の養成研修を市内ボランティア団体に委託し、視覚障がい及び聴覚障がいのある人に対する情報提供の充実に努めます。

4　その他

（1）発達障がい者等に対する支援

①概要

項目	内容
発達障がい者等に対する支援	発達障がい児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みをもつ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポート*などの支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

②見込量（活動指標）

		見込量（活動指標）		
		令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
ペアレントトレーニング*やペアレントプログラム*等の支援プログラムなどの受講者数	人	30	30	30
ペアレントメンター*の人数	人	2	2	2
ピアサポートの活動への参加人数	人	45	45	45

【現状及び見込量確保のための方策】

発達障がい児者の保護者に対し、発達障がいの特性を理解し、必要な知識や対応の方法を身に付けるペアレントトレーニングなどを実施しています。

発達障がい児者の早期発見・早期支援には、発達障がい児者及びその保護者などに対する支援が重要であることから支援体制の充実を図ります。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

①概要

項目	内容
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育（普及・啓発）が包括的に確保されるよう努めます。

②見込量（活動指標）

		見込量（活動指標）		
		令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	8	8	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2
精神障がい者の地域移行支援	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	10	10	10
精神障がい者の共同生活援助	人	25	26	27
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0

【現状及び見込量確保のための方策】

現状としては、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の精神障害部会において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、事例からみえる地域の課題を共有しました。見込量確保のための方策としては、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるように、精神科病院からの地域移行と併せて取組を進めていきます。

（3）障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

①概要

項目	内容
障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	利用者が真に必要とする障がい福祉サービスなどを提供していくため、障がい福祉サービスなどの質を向上させるための体制を構築します。

②見込量（活動指標）

		見込量（活動指標）		
		令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数	人	６	６	６
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回数	３	３	３

【現状及び見込量確保のための方策】

障害者総合支援法の具体的内容を理解及び促進する観点から、県が実施する研修へ市職員が積極的に参加します。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について事業所と共有することで、市及び事業所の事務負担の軽減及び事業所により提供される障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

第３編　計画の推進に向けて

第１章　計画の推進に向けて

１　計画の進行管理と分析・評価

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他必要な措置を講じること（ＰＤＣＡサイクル）とされています。国の基本指針においても、成果目標及び活動指標の達成状況を定期的に把握し、必要な対応を行うことが求められており、本市においても、継続的な進行管理と評価を通じて、より実効性の高い計画の推進を図ります。

（1）ＰＤＣＡサイクルの導入

「ＰＤＣＡサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Ｐｌａｎ）」「実行（Ｄｏ）」「評価（Ｃｈｅｃｋ）」「改善（Ａｃｔ）」のプロセスを順に実施していくものです。

計画 （Ｐｌａｎ）	「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障がい福祉サービスなどの見込量の設定やその他確保方策などを定めます。
実行 （Ｄｏ）	計画の内容を踏まえ、事業を実施します。
評価 （Ｃｈｅｃｋ）	成果目標及び活動指標については、少なくとも１年に１回その実績を把握し、障がい児者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析及び評価を行います。
改善 （Ａｃｔ）	中間評価などの結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい福祉計画などの見直しを実施します。

（2）分析・評価・見直し

成果目標及び活動指標については、少なくとも１年に１回その実績を把握し、障がい児者施策や関連施策の動向も踏まえながら、本計画の中間評価として、分析及び評価を行います。評価に当たっては、柏崎市障害者福祉推進会議や柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会などの意見を聴くとともに、その結果を市ホームページなどで公表し、必要に応じて計画の見直しを行います。

２　計画の推進体制の充実

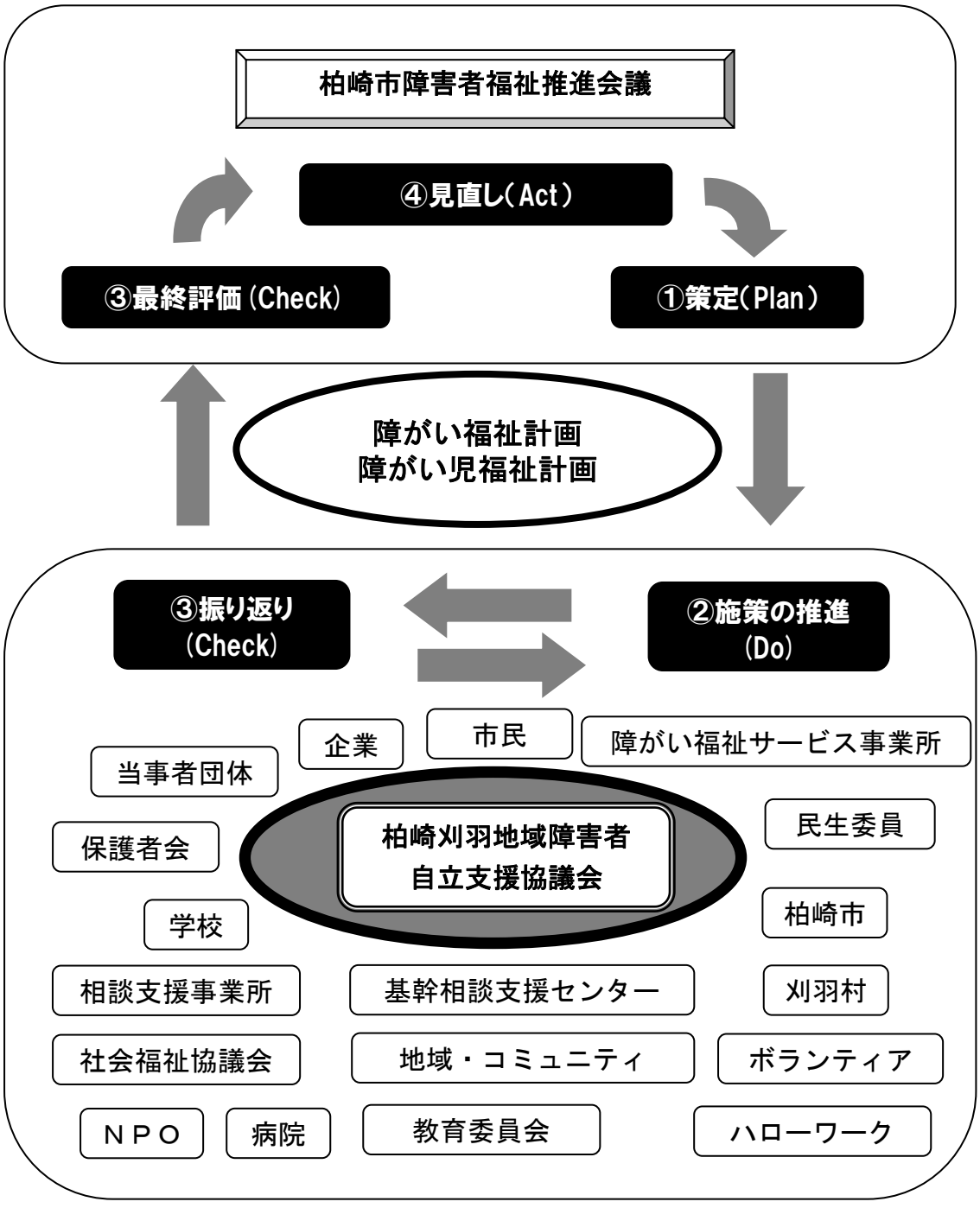
本計画の推進に当たっては、障がいのある人の就労支援や地域生活への移行支援など、福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、人権、雇用、教育、文化、住宅など多様な分野の関係機関や関係団体との連携が必要です。

本市では、平成 19（2007）年に刈羽村と共同で「柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会」を設置し、障がい福祉計画などを推進するために、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健、医療、雇用、教育、行政などの関係機関が相互に連絡し合い、情報を共有し、連携を図りながら障がいのある人の住み慣れた地域での支援体制の整備などについて協議を行っています。

また、平成 26（2014）年４月から市長の附属機関として、障がい者団体や障がい福祉事業所の代表者など、医療、雇用、教育、一般市民などから構成される「柏崎市障害者福祉推進会議」を設置し、障がい福祉計画などの策定に当たって、意見を聴取し、計画の進捗状況の確認、評価、見直しを行っています。

加えて、令和８（2026）年度には基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援の中核機関として、委託相談支援事業所や関係機関との連携を強化する体制を整えました。今後は、これらの推進体制を効果的に機能させながら、本計画に基づく施策を着実に推進していきます。

計画の推進体制


柏崎市障害者福祉推進会議
④見直し（Act）
③最終評価（Check）
①策定（Plan）
障がい福祉計画
障がい児福祉計画
③振り返り
（Check）
②施策の推進
（Do）
企業
市民
障がい福祉サービス事業所
当事者団体
保護者会
柏崎刈羽地域障害者
自立支援協議会
民生委員
学校
柏崎市
相談支援事業所
基幹相談支援センター
刈羽村
社会福祉協議会
地域・コミュニティ
ボランティア
ＮＰＯ
病院
教育委員会
ハローワーク

資料編

1　国の考える基本指針の見直しにおける主なポイント

（参考）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18（2006）年6月 26 日告示）（最終改正：令和8（2026）年3月31日こども家庭庁・厚生労働省告示）

この基本指針に即して、市町村は市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画を定め、都道府県は都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画を定めることとされています。

＜概要＞

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項 【基本的理念】	1　障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2　市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 3　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備【拡充】 （医療的ケアが必要な者や強度行動障害の状態にある者などの重度障害者であっても、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保。きめ細かなニーズを踏まえたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成による地域の支援体制の構築） 4　地域共生社会の実現に向けた取組【拡充】 （重層的支援体制整備事業の活用など福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備や推進） 5　障害児の健やかな育成のための発達支援 （医療的ケア児等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築） 6　障害者の社会参加を支える取組定着【拡充】 （障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進。障害特性に配慮した意思疎通支援従事者の派遣や支援人材の持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の支援者の養成、意思疎通支援者を養成する指導者の確保等に向けた研修受講の促進、障害当事者によるＩＣＴ活用等の促進）
障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	1　全国で必要とされる訪問系サービスの保障 2　希望する障害者等への日中活動系サービス等の保障 3　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

	（居住サポート住宅等を活用した一人暮らし等に向けた支援等の充実、適切なニーズの把握） ４　福祉施設から一般就労への移行等の推進 ５　強度行動障害の状態にある者及び難病患者等に対する支援体制の充実【拡充】 （地域の関係機関との連携強化、標準的な支援を行える支援者の育成、中核的人材の養成・配置の促進、広域的支援人材による集中的支援の実施体制の確保） ６　高次脳機能障害者に対する支援【新設】 （高次脳機能障害者への相談支援体制等の充実、専門的な医療機関の確保、高次脳機能障害者支援地域協議会の設置、高次脳機能障害者及び家族等への支援） ７　依存症対策の推進 （関係機関が密接に連携した依存症である者等及びその家族に対する支援）
相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	１　相談支援体制の充実・強化【拡充】 （相談支援体制の構築と関係機関との連携、相談支援の提供体制の確保、のぞまないセルフプランの解消） ２　地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 ３　発達障害者等に対する支援 （発達障害者等への相談支援体制等の充実、 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保、発達障害者支援地域協議会の設置） ４　自立支援協議会の活性化
障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	１　重層的な地域支援体制の構築 （中核拠点型・面的整備型による重層的な支援体制の整備。 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう「協議の場」を設けての移行調整等。 支援の質の向上と支援内容の適正化・安全確保のための取組） ２　保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 （関連施策との密接な連携。難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実） ３　地域社会への参加・ インクルージョンの推進【拡充】 （関係機関が連携を図るための協議の場の設置による現状・課題の把握、 保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築） ４　特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 （重症心身障害児及び医療的ケア児、強度行動障害の状態にある児、虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備・ 充実）

	５　障害児相談支援の提供体制の確保【拡充】 （相談支援専門員の計画的な養成等を通じたのぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築） ６　障害児支援における人材育成の推進【新設】 （地域の実情に応じた創意工夫の元での研修づくり・計画的な実施）
【新設】 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方	１　障害福祉人材の確保・定着 （専門性を高めるための研修の実施、多種職間の連携の推進、魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、処遇改善等による職場環境の整備やハラスメント対策） ２　当時者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 （介護テクノロジー導入の促進、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等の取組による間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進）
障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制確保に係る目標	①施設入所者の地域生活への移行 ア　施設入所者の地域生活への移行 令和 11（2029）年度末において、令和7（2025）年度末時点の施設入所者の6 %以上が地域生活へ移行することを基本 イ　施設入所者の削減 令和 11（2029）年度末において、令和7（2025）年度末時点の施設入所者の5 %以上を削減することを基本 ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ア　精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 319.3 日以上とすることを基本 イ　精神病床における１年以上長期入院患者数（65 歳以上、 65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者）　※1 ウ　退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率（退院後 90 日時点、退院後 180 日時点、退院後 365 日時点）　※2 エ　心のサポーターの数を、令和 15（2033） 年度末までに 100 万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定【新規】 オ　Ｋ６の活用により、住民のこころの状態（心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度）を把握【新規】 ※1：都道府県は国が提示する推計式を用いて設定 ※2：都道府県は、 90 日時点 10.3%以下、 180 日時点 17.4%以下、365 日時点 25.7%以下として設定することを基本 ③福祉施設から一般就労への移行等 ア　令和 11（2029）年度中の一般就労への移行者数を、令和６（2024）年度実績の 1.31 倍以上とすることを基本

	イ　就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業及び就労継続支援Ｂ型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和６（2024）年度実績の 1.41 倍以上、概ね 1.52 倍以上及び概ね 1.67 倍以上を目指す ウ　就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本 エ　就労定着支援事業の利用者について、令和６（2024）年度実績の 1.47 倍以上とすることを基本 オ　就労定着支援事業所のうち就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを基本 カ　協議会の設置圏域ごとに、就労選択支援事業所を１事業所以上設置することを基本【新規】 キ　都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本 ク 令和 11（2029）年度の就労選択支援利用者数を 82,000 人以上【新規】 ④障害児支援の提供体制の整備等 ア　重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進 ・令和 11（2029）年度末までに、 各市町村において、 次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。また、児童発達支援センターを未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の確保であっても差し支えない。） （ⅰ）幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援機能 （ⅱ）地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 （ⅲ） 地域のインクルージョン推進の中核としての機能 （ⅳ） 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能 ・令和 11（2029）年度末までに、 都道府県及び市町村において、関係機関が連携を図るための協議の場を設置 イ　難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 ・令和 11（2029）年度末までに、各都道府県、また必要に応じ各指定都市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。 ウ　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

	・令和 11（2029）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本（主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、重症心身障害児を受け入れる体制を整備した児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等の確保であっても差し支えない。） エ　医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 ・令和 11（2029）年度末までに、 各都道府県において関係機関等が連携を図るための協議の場に医療的ケア児支援センターが参画するとともに、医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置 ・各市町村において医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置（市町村単独での設置が困難に場合には、圏域での設置であっても差し支えない。） オ　障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置 ・令和 11（2029）年度までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置する 。 カ　障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保【新規】 ・令和 11（2029）年度末までに、各市町村又は圏域において、関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保 キ　強度行動障害の状態にある児の支援のための体制整備【新規】 ・令和 11（2029）年度末までに、各都道府県、必要に応じて指定都市において、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。 ⑤地域生活支援の充実 ア　令和 11（2029）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。 イ　令和 11（2029）年度末までに、各市町村又は各圏域において、強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを

	把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する。 ⑥ 相談支援体制の充実・強化等 ア　令和 11（2029）年度末までに、 全ての市町村において、 基幹相談支援センター、地域生活拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させるとともに、 基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保 イ　令和 11（2029）年度末までに、都道府県及び市町村において、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、のぞまないセルフプランの件数をゼロにする。【新規】 ウ　基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保 ⑦障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新設】 ア　都道府県において、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等（以下、「相談支援専門員等」という。）の養成に向けた研修を実施する。また、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員等に対する当該ガイドライン等を活用した研修を実施する。 イ　都道府県において、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置する。また、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図る。 ⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ア　令和 11（2029）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。 イ　障害福サービス等情報公表制度において、都道府県及び政令市における管内事業所の情報公表率及び更新率を 100%とする。【新規】

（参考）新潟県障害福祉計画の概要〔令和６（2024）年３月改定〕

計画策定の趣旨	○障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく新潟県の計画として、今後の障がい福祉サービスなどの提供の基本的方向を定め、市町村障がい福祉計画などの達成に資するものとして策定する
計画期間	令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの３年間
計画の基本理念	障がいのある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会
計画の目指す方向性	○どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保される ○可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けることができる
施策の展開	○障がい福祉サービス基盤の充実 （訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス・障がい児サービスの充実） ○地域生活を支える事業の充実 （相談支援体制の充実、地域生活支援事業の推進） ○人材確保・育成・定着と権利擁護 （人材確保・育成・定着とサービスの質の向上、権利擁護の推進）
成果目標及び サービス見込量	○成果目標（29 項目） ・福祉施設の入所者の地域生活への移行　地域生活に移行できる人　109 人 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 入院後３か月時点での退院率　68.9%以上 ・地域生活支援の充実　強度行動障害を有する障害者への支援体制の整備 30 市町村など ○サービス見込量（30 項目） ・居宅介護　利用量 48,142 時間分、利用人数 2,868 人分 ・放課後等デイサービス　利用量 61,900 人日分、利用人数 5,802 人分など

出典：新潟県

（参考）関係法令等の主な動向

障害者虐待防止法〔平成 24（2012）年 10 月１日施行〕
○障がい者に対する虐待を発見した人の通報義務 ○虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務付け
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律〔平成 25（2013）年４月１日施行〕
○障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定 ○制度の谷間のない支援の提供（難病） ○障害程度区分から障害支援区分へ改正
障害者権利条約〔平成 26（2014）年１月 20 日批准承認〕
○障がい者の固有の尊厳の尊重を促進
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）〔平成 28（2016）年４月１日施行〕
○障がいを理由とする差別的取扱いの禁止 ○合理的配慮の提供 ○民間事業者による合理的配慮の提供が努力義務から法的義務へ強化〔令和６（2024）年４月１日施行〕
成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）〔平成 28（2016）年５月 13 日施行〕
○成年後見制度利用促進委員会の設置
ニッポン一億総活躍プラン〔平成 28（2016）年６月２日閣議決定〕
○障がい者、難病患者、がん患者などの活躍支援 ○地域共生社会の実現

発達障害者支援法の一部を改正する法律〔平成 28（2016）年8月1日施行〕
○発達障害者支援地域協議会の設置 ○発達障害者支援センターなどによる支援に関する配慮
ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）実施指針〔平成 28（2016）年 12 月 22 日策定〕
○行政、民間企業や地域社会などが連携し、障がい者支援においてより一層の取組 ○特別なニーズに対応した教育の推進、公共交通機関のバリアフリー化、障がい者雇用の推進など
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正〔平成 30（2018）年4月1日施行〕
○自立生活援助の創設（円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス） ○就労定着支援の創設（就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス） ○高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定義務付け） ○医療的ケアを要する障害児に対する支援〔平成 28（2016）年6月3日施行〕
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律〔令和3（2021）年4月1日施行〕
○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 〔令和4（2022）年5月 19 日施行〕
○障がいのある人の情報アクセシビリティ及び意思疎通支援の充実を国・地方公共団体の責務として明記
精神保健福祉法の改正〔令和6（2024）年4月1日施行〕
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの理念を明確化し、市町村等が行う相談・援助体制の整備を促進
高次脳機能障害者支援法〔令和8（2026）年4月1日施行〕
○高次脳機能障がいのある人に対する相談支援体制の充実、専門的医療機関の確保等を推進
医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の改正）〔令和9（2027）年4月1日施行〕
○支援の対象を 18 歳以上の医療的ケア者及び重症心身障害者並びにそれらの家族まで拡大 ○法律の題名を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改称 ○医療的ケア児支援センターを「医療的ケア児等支援センター」に名称変更し、医療的ケア児等支援地域協議会を新設
社会福祉法等の一部を改正する法律〔令和9（2027）年4月1日施行予定〕
1．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充 ⑴ 小規模市町村における包括的な支援体制の整備 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにする。 ※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進する。 ⑵ 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化 中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設する。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設する。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設する。 ⑶ 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図る。

⑷ 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにする。

⑸ 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求める。

⑹ 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行う

２．福祉人材の安定的な確保および定着支援

⑴ 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置する。

⑵ 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和 13 年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後５年間は資格を持てることとする。また、准介護福祉士資格を廃止する。

⑶ ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行う

３．支援基盤の強化等

⑴ 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加する。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。

⑵ 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備する

２　障がいのある人へのアンケート調査結果

３　障がい福祉サービス事業所調査結果

４　障害者福祉推進会議

５　委員名簿

６　用語解説

第六次柏崎市障がい者計画

令和９（2027）年度～令和１４（2032）年度

柏崎市第８期障がい福祉計画

柏崎市第４期障がい児福祉計画

令和９（2027）年度～令和１１（2029）年度

＜発 行 年 月＞令和９（2027）年３月

＜編集・発行＞柏崎市　福祉保健部　福祉課

〒945-8511

新潟県柏崎市日石町２番１号

ＴＥＬ：0257-23-5111（代）

ＦＡＸ：0257-21-1315

電子メール　fukushi@city.kashiwazaki.lg.jp